

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 )</b> (15.3定)			
<b>日 時</b>	平成15年 9月22日(月)	<b>開 議</b>	午後 1時00分
		<b>散 会</b>	午後 5時17分
<b>場 所</b>	第 2 委 員 会 室		
<b>議 題</b>	付 託 案 件		
<b>出 席 委 員</b>	北野委員長、横田副委員長、上野・森井・若見・佐々木(茂)・井川 大竹・斎藤(博)・松本・高橋・秋山 各委員		
<b>説 明 員</b>	市長、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、 消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">           委員長             署名員             署名員         </div> <div style="width: 30%; text-align: right;">           書 記            記録担当         </div> </div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、若見委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大橋委員が上野委員に、新谷委員が若見委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、佐藤委員が秋山委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、市民クラブ、れいめいの会の順序といたします。

自民党。

-----  
松本委員

ごみ問題について

予算特別委員会の初日は、規制緩和で、私、前座を務めましたが、今日はごみの問題を1点だけやらせていただきます。

議案第25号に関連して、代表質問をさせていただきました。それで、ごみ減量化の推進に向けて家庭ごみの有料化が実施された場合は、市民サービスの施策を実施する必要があるのではないかと質問をいたしました。祝日のごみ収集は、実現に向けて検討をされるというご答弁をいただきました。日曜日の収集、夜間の収集、これは調査・検討をしていただくということになりました。夜間などは、地域限定で実施をしているところもありますので、そういう調査もしていただきたいと思っております。

ごみ箱設置の助成ですけれども、いろいろな理由であっさりと却下をされまして、やりませんということであります。調査も検討もしないというご答弁なのですけれども、そういうことでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

ごみ箱の設置に関する助成についてであります。市長答弁では難しいというお話だったのですが、私どもは、たまたま今定例会の前に全道市長会という会議がありまして、その中で調査したものがあつたのです。全道34市のうち、9市が助成をしているのです。そこで、小樽市のごみステーションに関する助成なのですけれども、今現在、ごみステーションを利用する方々が自主的に管理をしている状況なのです。そういう形で、市民の方に理解を得られている状況なので、助成はなかなか今の状況では厳しいのですけれども、さらに全国的に有料化実施の市町村も増えてきていますので、さらなる詳しい調査をして、前向きに考えてみたいと思っております。

松本委員

市長答弁でちょっと私が気に食わなかったのは、地域住民が、従来からこうやっているからやりませんよと。それから、財政状況が厳しいからと、有料化をしようとしているから、今度はどうなのかと。それから、財政も厳しいというけれども、有料化するとお金が入るわけですから、それを一般財源の足しにでもしようというのでしょうか、いくら収入を見込んでいるのか知りませんが、財政が厳しいというの、有料化に向けての答弁としては、当てはまらないのではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

環境部次長

まず、今も答弁しましたように、地域の方たちが自分たちの地域に協力するという形で、自主的に今まで維持・管理を続けてきているわけです。私の方にも市が助成すべきだというようなことで、強い要望といったものが実際に寄せられてきていない。言ってみれば、自分たちで地域のごみステーションを維持・管理するのだという気持ち

になっているのだらうと思っていたことが、従来からという言葉になった。それから、あと財政が厳しいからということなのですが、今、仮にごみの有料化が実現したとしたときに、その歳入を何に充てるかと。これにつきましては、全庁的に検討・議論しなければならぬことですが、環境部といたしましては、まず今、減量化するためには、リサイクルに回す資源物、これを拡大しなければならない。この拡大に伴いまして、収集、運搬、それから処分、こういったものを民間の方に委託しなければならない。相当な金額がかかるのではないだろうかと考えております。さらには、先ほど委員からお話がありましたように、祝日のごみ収集も何とか実現させたい。なおかつ、まだ余力があるのであれば、これももちろん全庁的な話の中で検討しなければなりませんけれども、環境部としましては、冬期間の収集困難地区の対応の方に充てていきたいという気持ちがあります。さらに、今のごみステーションの助成というところまで、果たしていけるかどうか。小樽市内は相当、収集困難地区というものがあるものですから、そういった意味では非常に難しいということから、そういう答弁になったものです。

松本委員

助成のパーセンテージによって、50パーセントでも町会としては、あとの半分の50パーセントを出すといたら、また、これ大変ですので、10パーセントでも持込みがあるかないかは、これはわかりません。それから、20パーセント、30パーセントなら、まるっきりないかもしれません。だから、助成のパーセンテージがどのくらいだったかどうかという、いろいろな調査も何もしないで、それでいきなり、いや、これはだめですよというような感じなものですから。

だから、例えば網走市は助成ではなくて、市が貸与しています。管理は町会、地域住民です。ボックスは市が用意して、町会に貸与しています。普通のボックスで1,158か所、資源物で833か所に貸与で住民や町会が管理をしているということなのです。網走の場合は、むらがあって、刑務所対策で市がやらなければならない部分もあるものですから、それでも予算が大きかったのは初年度だけです。あとは、追加ですとか、破損交換ですとか、増設ですとかということでも若干ボックスで年間予算50万円もかからないのです。それから、網やロープで50万円かかっていないだろう。両方で100万円以下の予算で継続しています。初年度だけは予算が若干かかりますけれども、それでも設置場所の問題もあるから、どこにでも置けるといってもないから、町会としても何か所かということになるかと思えますけれども、こういうような助成しているところ、あるいは貸与しているところがあるわけですから、やはり先ほど答弁がありましたように、調査検討して、それで、助成のパーセンテージもどのくらいならどうなのかということも検討しながら、ご答弁をいただきたい。あまりにもそっけないご答弁でがっかりしましたものですから、今回このような質問をさせていただきました。

最後に、環境部長、まるっきり却下で済ませるといふことにならないと思うのですけれども、よろしく願います。

環境部長

先ほど次長の方からもお答えしておりましたけれども、部としては、自主的に維持管理していただく方針なのですが、確かに地域住民サービスということに向けて、やはり環境部としては、あらゆる角度からできる施策については検討してみたいというふうに思います。今回のごみ箱の助成につきましても、少なくとも環境部として今まで考えてきたことというのは、一つは違う項目での実施ですが、今回、松本委員からのご提言がありましたので、今後は例えば減量化の審議会においては、3割の助成あるいは地域の皆様方の方からの声も聞かれると思いますので、そういった声を聞きながら、一つの課題について今後、調査・検討ということを進めてまいりたいと、このように考えております。

井川委員

さわやか運河健診について

それでは、私の方から3点ほどお尋ねいたします。

まず、保健所にお尋ねいたします。

さわやか運河健診の件ですけれども、今まで無料で数年やってまいりました。私も10何年間、保健推進委員を引き受け、近所の方をお誘いして、ずいぶんと健診を受けさせていただきました。本来であれば、自分の健康は自分で守るのが鉄則で、ずっと市の方で無料でやっていただいて、今回、突然有料になりました。そうすると、1人3,000円程かかるわけです。私がお誘いしましたら、今年から有料になったので本年は主人で来年は奥さんが行くということでした。私が見た感じでは、今までの健診の3分の1以下に減っているのではないかと思います。それで、いつごろから無料で何十年やってきたか。そして、財政厳しい折、今年から突然有料になったのですけれども、8月末でけっこうですので、健診者が何パーセントぐらいになってどれぐらい減ったのか、お知らせください。

(保健所)保健課長

いつから無料化したかという点でございますけれども、これは平成5年4月から9年間にわたって無料でやってございまして、今年の3月まででございます。

本年4月から健診費用の一部、1,200円でございますけれども、これを受益者負担といたしました。その有料化の影響でございますけれども、4月から8月までの5か月間の受診者の合計でいいますと、前年同期と比較いたしますと、今年が4,765名に対しまして、昨年は6,259名でございますので、76.13パーセントでございます。ですから、23.87パーセントが減となっております。

井川委員

私が思っていたよりもはるかにパーセンテージがよくて、これは受益者負担が成功した例ではないかと思えます。いつまでも有料であるのか、あるいは財政が元に戻ったら無料にするのかという、そういうことについてはどうでしょうか。

保健所長

これからの時代は、たぶん有料化ということが、一つの流れになると私は思っております。

井川委員

敬老会について

次に、本年度の敬老会の記念品の件なのですけれども、敬老者の祝賀会の経費が減ったということで、75歳と80歳の方に記念品を差し上げました。市民の声として、なぜ80歳の方がいただくのだろうと。75歳の方は初めていただくので、敬老会のお仲間に入ったので、これはやむをえないけれども、80歳の方に何で上げるのだろうかと、私の方に苦情が来ておりました。市民の方が非常にご不満のようでした。福祉部がいろいろとお考えになって、経費がないので75歳と80歳にしたと思うのですけれども、来年についてはどのようにお考えでしょうか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

来年の敬老会の関係につきましては、今、井川委員の方からご意見あるいはご要望をいただいた件につきまして、じゅうぶん踏まえまして、できれば敬老会の在り方を含めて、現在進めております事務事業見直しの中で、じゅうぶん検討していきたいと考えております。

井川委員

女性校長について

それからもう一点、私の一般質問に対してなのですけれども、今、この男女共同参画社会に向けて、幅広いところに女性が進出しておりますけれども、現在、小樽市内では女性校長がゼロだということなのです。現在、女性の教頭が3名いらっしゃるようでございます。お聞きしましたら、校長試験というのがなくて、論文形式であるとか、あるいは校長がご推薦するというようにお聞きしたのですけれども、今、向井さんのように女性が宇宙飛行士にな

っております、女医さんが多くて、女性が各方面で活躍していて、大臣、国会議員でもたくさん女性の方がいらっしゃる中、なぜ女性の校長がいらっしゃらないのかと、ちょっと私も不服なのでございます。それで、教育委員会でどんなかわり方をして、あるいは教育委員会でもう少しバックアップをしたら、女性校長がもう少し勇気を持って出られるのではないかしら。最初は非常に試験が難しく、試験を受けても落ちるのかと思っております、女性の先生がそれこそ劣っているのかなという、そういう考えもしておりました。そうしましたら、お答えが、たいへん教頭は仕事が忙しいと。朝の7時半から夜の7時半までびっしり働き通しだと。うちへ帰ってから、また、家事労働するということで、たいへん校長になりづらい環境だということでおっしゃっておられましたけれども、そういう部分では、今、知事も女性がたくさんいらっしゃる中で、校長がゼロというのは、どうも考えられなくなっていたのです。それで、できれば教育委員会の方でも、女性が校長になれるような環境づくりというのですか、そういうバックアップの仕方ですか、そういう面について校長とご相談なさって、できれば女性校長の実現というのですか、小樽市内小・中合わせて学校が42校ありますから、ゼロというのはまことに情けないと私も女性ですから思っております。市の管理者もたくさんいる中の2名でございまして。それで、本当に市の方の登用される女性も非常に少ないと思っておりますので、試験制度であれば、これ文句なしに本当はお入りになれると思います。ですから、もっと女性の校長でも、どういうふうにしたら校長になりやすいのかという、そういう体質的なものも、もう少し考えていただければなと思いました。そういうことで、ご意見をいただければと思います。

(学教)総務課長

校長の採用に当たりましては、北海道教育委員会が現在の教頭職の方から選んでいくと。教頭職の中で校長を希望する者から選考をやっている。今、委員の方から、確かに一般質問で教育長から答弁申し上げましたように、教頭の職務内容が非常に厳しいことと、それから時間的にも深夜に及ぶというようなことで、なかなか家事との両立というのですか、そのほかに管理職になりますと、やはりいろんな経験、例えば後志管内で会議をするということもございまして、子育て、家庭それと仕事と両立が難しいというような内容が実際にはあるのだろうと思っております。今、女性教員にも、教頭試験を受けなければ校長になれませんので、これからは校長を目指すような内容になるように、校長会とも相談しながらなるべくバックアップしていきたいと考えております。

井川委員

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの件で、私の一般質問でお答えしていただいたのですけれども、今、場所がなくてたいへん難しい状態です。それで、市長があいている幼稚園、休んでいる幼稚園を活用してはどうかというお話もしていました。それで、難しいのは費用の面だと思うのです。私の方に陳情に見えたお母さんが、来年の銭函に危機感を感じております。人数が多すぎます。それで、ある程度の受益者負担はやむをえないのではないだろうかという声も出ておりますので、本来であれば、これは当然サービス行政でしていただきたい面なのですが、仕事をやめなくてはならないというお母さんにとっては、たいへん切実な問題であり、少しぐらいの受益者負担は構わないのではないだろうかという声まで出ておりますので、その辺も含めてお考えいただければと思います。

(社教)社会教育課長

本市の放課後児童クラブは、現在、実費といたしまして、毎月おやつ代が1,500円、それから年に一度のスポーツ傷害保険が500円、これだけをお願いしております、保育料は徴収しておりません。他の自治体、有料の自治体もあれば無料の自治体もあると、こういった状況でございまして。井川委員からご提言ございました受益者負担、この観点から有料化ということでございまして、無料、有料化という課題もございまして、今後じゅうぶん検討していきたいと、このように考えております。

大竹委員

それでは、小樽市廃棄物減量等推進審議会条例案、これに絡んだ問題でいくつか質問してまいりたいと思います。  
ごみの減量化に伴う経費削減について

まず、一般廃棄物の年間数量、それと産業廃棄物の年間数量をお知らせください。

(環境)管理課長

ごみの量の関係でございますけれども、まず、13年度と14年度でお答えしたいと思います。まず、13年度の関係でございますが、一般廃棄物、家庭系、不燃、可燃、それから粗大ごみ、合わせまして13年度が4万1,646トン、14年度は4万2,305トン、そのほか事業系の一般廃棄物がございます。事業系の一般廃棄物、13年度は1万9,792トン、14年度は2万964トンでございます。このほか、合わせ産業廃棄物と言いますか、産業廃棄物関係が桃内処分場の方に一緒に入っております。その合わせ産業廃棄物の数量が13年度が7,481トン、14年度が7,360トンでございます。桃内処分場への搬入量は13年度合計6万9,008トン、14年度は7万657トンでございます。産業廃棄物の方でございますけれども、寅吉沢の処分場への搬入量は、13年度は14万235トン、14年度は9万4,220トンでございます。差としまして4万6,000トンほど前年度比較で減っておりますけれども、大きくは土砂の部分で3万6,600トン減でございます。

大竹委員

ごみ減量をしなければならないということを大きな目的、それと費用の削減ということで、今回の審議会を立ち上げるということになるのかと思いますけれども、減量しなければならない大きな理由としてはどういうことですか。

(環境)間瀬主幹

減量しなければならない理由といたしましては、現在、集団資源回収または市の行っておりますリサイクルでの減量等いろいろとございますけれども、今後の広域処理の新設等のことも踏まえまして、施設の規模縮小等も考えますと、まだ減量化をしなければならない状態でございますので、そういう部分で今回の減量に関する施策を審議いただくということで、審議会でやっていただくときに、この有効な利用に対する施策の一つとして有料化についてもご審議いただくと、そのような意味での減量化推進審議会になってございます。

大竹委員

それでは、今、目的としております減量によりましての税の軽減額予想、どのくらいに軽減されていくのかという考えられているのか、予定をお知らせください。

環境部長

税の軽減といいますが、要するにごみ処理経費全体がどういう形で下がっていくものかということにつきまして、まだ実は有料化にするということは、市としてはまだじゅうぶんそれについては検討してございませんけれども、先般申し上げておりますように、約25パーセントのごみ全体量の減少をしようといったような目標がありますので、それについては、ただその落ちた量がそのままそっくりお金が落ちるということではなくて、その目的を果たすためには、助成の支出の課題など、必要な経費もたくさんありますので、これからじゅうぶん検討していかなければならない事項だと思います。

大竹委員

これは、いろいろ審議していただいて、目標値があって、それに向けてどういう取組をするかということが大事であろうかと思います。当初ある程度の予算組みを立てた中で、こうなるからこれをするべきだというのが非常に大事なことだと思うのですけれども、その辺いかがですか。

環境部長

私どももこの有料化という問題が仮にといいますか、この審議会の中で取り上げた中で、当然、条例改正の問題だとか、あるいはまた予算といったものをその実施年度に向けて、じゅうぶん議論していかなければならないし、

また、予算的な面も採択していかなければならないので、今、それについては、委員おっしゃるように、確かにただ単にごみの減量だけでなく、予算的な部分も含めまして、一定の施策については、今後じゅうぶん検討していきたいと思います。

大竹委員

ですから、有料化するという事は、代替的面もあるかということがありますので、その部分を言っているわけです。市民にとっては、有料化される、それに対して、これこれこうなるのだからという、それは納得するかもしれませんが、そこを話さずに有料化だけということになりますと、理解に苦しむのではないですか。

環境部長

今の段階と言いますのは、あくまでもいわゆる一つの減量目標というものを立てて、そして市としては、例えば課長からお答えしたように、資源物というのは無料で、ごみについては有料でというようなことを話として一応、方針として進めていくと。ですから、そういった点では、確かにごみは一定程度減りますけれども、一方で、資源ごみは資源に出すと。これについても、例えば資源化施設に向けての創意工夫。先ほどから言っていますように、収集運搬をどの程度までできるのかということ。資源物の処理あるいは収集運搬はどこまでできるか。これは今の段階で、その積算についてもたいへん時間のかかる事業だというふうに思っています。資源物の収集運搬や処理に関するお金は、恐らく今より以上にかかるのだらうといったことが言えると思いますので、有料化、即ごみ全体経費が減少するといったことにはならないのではないかと、私は思っております。ですから、そういったものについての考え方といいますのは、今後の審議会での議論経過も見ながら、そういった要望をどのように取り上げていくか検討をしながら、もう少しその辺については時間をいただきたいと、このように思います。

大竹委員

今のこの話ですけれども、議会では議論しないで審議会ですのだからいいのだと聞こえたのですけれども、そうとっていいですか。

環境部長

何度も言っておりますように、審議会では確かに一定の議論はされるでしょうけれども、あくまでも条例改正案あるいは一つの制度のシステムができるわけですから、当然これは予算が伴うわけです。その中で、議会の方に私どもとしての考え方を明らかにして、どのように審議するかと、こういうことでございますので、それまで時間をいただきたいということです。

大竹委員

ですから、今、それを聞いたわけなのです。どういう目標を立てて、どういう計画で、どういう数量的、あるいは金銭的、予算的なものでやっていければという予想の下に、これは審議してもらうわけですから、それを今聞いたのです。

一般廃棄物の種類別の割合について

一般廃棄物、家庭系なのですけれども、ごみの全体量に占める種類別の割合、これは大きく分けて、何種類かに分けられると思うのですけれども、そこにおける割合は出ていますか。例えば、生ごみが何パーセント、紙類がどうこうということ、その辺いかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

家庭系のごみに係る品目ごとの割合ですが、まず、紙、布ですけれども、新聞紙については9.05パーセント、雑誌・書籍については7.9パーセント、非容器包装紙、容器包装リサイクル法の以外の紙類については17.47パーセント、段ボールについては9.11パーセント、紙パックについては0.56パーセント、その他紙、その他容器包装廃棄物については3.61パーセント、繊維類については3.1パーセント、紙、布類の小計で50.8パーセントでございます。今は生活系の燃やすごみの中の分析について説明させていただいています。白色トレイについては0.07パーセント、

その他容器包装プラスチックについては4.18パーセント、それから非容器包装廃棄物のプラスチックについては3.83パーセント、合わせて合成樹脂については8.08パーセントでございます。それから、木・竹類については2.98パーセント、厨かい類、生ごみ類については35.4パーセントです。あと、その他不燃物で約1.99パーセントがごみの種類別の分析でございます。

大竹委員

生ごみの割合というのは、けっこう高いですね。そうした中で、生ごみのリサイクルには手をつけないという市長答弁だったのですけれども、なぜしないのか。他の市町村にしても、その辺はリサイクルに向けてずいぶん取り組んでいるようなのですけれども、なぜ小樽市はやらないということになるのでしょうか。その辺をお聞かせください。

(環境) 廃棄物対策課長

従前の委員会のご質問の中でもお答えしたのですけれども、生ごみのたい肥化については、相当広大な土地も必要ですし、それなりの機械設備等が必要でございます。全国的に生ごみの処理をしている自治体においては、人口規模でいいますと、約2万人程度の規模の市が多いのです。小樽市の場合ですと、14万7,000人、それに小樽市の後背地には、農村地区といいますが、農業を営んでいる従事者というのも少ないので、例えば生ごみのリサイクルの処理した後のたい肥化されたものについて、循環的にリサイクルが回るような形は難しいと考えておりますので、小樽市で家庭系のごみを収集してリサイクルということは現在は考えていない状況です。

大竹委員

山形県のレインボープランでやっているのをご存じですか。それはどのような形でやられているのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

従前、その資料をいただいたと思うのですけれども、家庭から集めた生ごみ、たしか容器で回収していたかと思うのです。その容器の中に入った生ごみを市で回収しまして、そして生ごみの処理、たい肥化をしまして、そのレインボープランの自治体のところの近隣の農家にたい肥化されたものをお配りして、そこで野菜をつくりまして、そのできた野菜をまた地域に循環するという、そういうシステムがうまくいっているところかと思えます。

大竹委員

この近くでは、喜茂別町、真狩村の方も今年の11月ころからやられて、たい肥化するようなことをやっていますよね。やる気があって場所さえ探せばできると思うのですけれども、何かやる気がないような気がするものですか。

新焼却炉について

新焼却炉についてお伺いしたいと思います。24時間稼働するということなののですけれども、365日のうち、どのぐらいの休止期間を持たれるつもりですか。

(環境) 管理課長

年間の停止日数の関係でございますが、年間で85日ということで予定してございます。これは国から指定されております算出方法がございまして、この停止日数の関係で申し上げますと、補修・整備期間、それから補修・点検、それから全停止の期間、また、起動に要する日数、それから停止に要する日数、これらを合わせて85日ということになってございます。

大竹委員

その85日というのは、全面停止が85日ということですか。2度に分けて一つずつではなくて、全面的休みですか。

(環境) 管理課長

2度のうちということでございます。一応今申し上げましたのは、年間を通しまして、停止する日数ということなんです。

大竹委員

85日間停止するという事は、それで最大は何日間、連続して停止するのですか。

環境部長

85日といいますのは、これは国から通常、一般的に示されている日数だと考えてございますけれども、例えば一度炉を動かして一度休むと、こういったこともありますけれども、平均的にいわゆる休止する期間が、年間、一般的には85日というのは年間の休止と、こういったことで私どもは考えております。

大竹委員

そうすると、85回の停止があるのだということを考えます。そうすると、85回の火入れがあるということですか。

環境部長

そうではなくて、例えば炉の補修・点検には、年に2か月間かかることもありますし、あるいは何らかのトラブルを解消するために1日、2日で完了することもある。その回数は年間85回ということではないわけです。

大竹委員

そうしたら、連続でどのくらいですかとお聞きしたのですけれども。

環境部長

先ほど答弁漏れしたかもしれませんが、定期点検には通常1か月から約45日間ぐらいの長期の1年間に1程度程度の休止は必要だろうと思われれます。あとは、軽微な補修とか、調整とかになるかと思えます。

大竹委員

ダイオキシン問題について

それで、ダイオキシン問題のことに触れますけれども、温度が上がらないことによるダイオキシンの発生ということがございます。今回の予定している炉なのですけれども、その辺の機能について伺いますけれども、ダイオキシンの発生抑制システムとしては、どういう形がされておりますか。

(環境)管理課長

ダイオキシン類の発生抑制の関係でございますけれども、まず炉内の完全燃焼ということで一酸化炭素100ppm以下、それから滞留時間は20秒以上と、それから二つ目といたしましては、炉内温度の管理ということで850度以上、このほかプラスチック類の分別ということで、焼却しないということの中での発生抑制を考えているところでございます。

大竹委員

そこで、今、出てきましたプラスチックを燃やすことによってダイオキシンが発生するというような言われ方をしていますけれども、新しい炉については、プラスチックを燃やしても今はほとんどダイオキシンの発生がないというシステムがほとんどだろうと思うのですけれども、その辺はどうですか。

環境部長

確におっしゃいますように、焼却炉の技術開発が相当進んでおりますので、廃プラスチックを燃やしてもダイオキシン対策というのは、相当図れるだろうと。しかし、私どもとして、これまでも桃内地域の住民の方たちに同意をとっている段階でありますので、地域住民の方々からは、いわゆる廃プラスチックを燃やして、万一の場合にダイオキシンの発生になるのではないかとといったことへの不安はどうしても払しょくできないという部分がありますので、私どもとしては業務遂行の中では、あくまでもこの廃プラスチックは焼却の対象物に入れていない、そういった形で検討をさせていただいています。

大竹委員

入れないということは、まじるわけです。そういうことがあって発生するかもしれないから、万全の対策をとって発生抑制に向けていかなければならないのが、この必要などころかと思えますけれども、生ごみを入れることに

よって燃焼温度が下がるということは考えられますよね。

環境部長

先ほども、ごみと申しますのは、確かに一つは温度がありますし、また、そのごみに含まれるカロリーがある。そういったしますと、やはり生ごみがたくさん入りますと水分が増えることで、炉内の燃焼温度というのは当然落ちてくるだろうと。ですから、その状況を見ながら、温度が常に850度ぐらいに保たれるような操作というものに常に気を配っていかねばならない、こう思っております。

それから、先ほど確かに大竹委員に言っていただきましたように、廃プラスチックは燃やさない、対象物にしないと言いましても、どうしてもごみの袋だとか一部は入る。こういったことはもちろん住民の方々には理解してくださいということです。

大竹委員

それから、休止するに当たって、炉の温度を上げるために補助的に燃焼をしていかなければならない、炉の温度を上げなければなりません。どういう方針でやる予定なのですか。

(環境)管理課長

炉の立ち上げの際の補助燃料の関係でございますけれども、灯油ということで予定してございまして、現在、広域連合事務局の方で、メーカーからのデータを基にしまして整理をしているということで聞いているところでございます。

大竹委員

環境部では、押さえていないという答弁ですか。

(環境)管理課長

今、後段で申し上げました整理中というのは、使用量と申しますか、それについて何か整理中ということで聞いておるところでございます。

大竹委員

それで、以前開始されました天神の焼却場、これも補助燃料使っていますよね。灯油で温めていました、同じ形式的にはストーカ式炉ですから。それで、灯油は年間どのぐらい使っていましたか。

(環境)管理課長

平成10年度から申し上げますと、その助燃用の燃料でございますが、灯油ということで平成10年度は1万5,029リットル、11年度は7万5,980リットル、10年度につきましては、年度途中で助燃バーナーをつけた関係で、数字は少なくなっております。12年度は10万9,155リットルでございます。

大竹委員

24時間稼働するということで、必要なごみの量と現状のごみの全体量との比較はどうなりますか。

(環境)管理課長

焼却場でのごみ必要量というのですか、一応計画日動に対しまして、専門家のお話かとは存じますが、7割から8割程度の量があれば炉としての稼働の関係は、スムーズにいくということでは聞いてございます。

大竹委員

比較してということなのですけれども、これについて。

環境部長

比較してというお話だったのですが、ごみの焼却能力につきましては、ごみ全体量に対して280日で割りまして、そしてそれをコンマ96という稼働率で割りまして、例えば1年間回収なんかも何もなくて、定期的な点検、1か月ぐらい休止したとしても、そうすると330日実際には燃やしていると。そういったことを考えていきますと、それぞれの欠点はありますけれども、ただ、1日の運転において、そのごみの量が少なくても7割から8割があれば、

いわゆる完全燃焼するのに支障はないということでございまして、全体量の問題からいっても、その必要量というものについては、総量というのは、常に確保できるだろうと、こういうふうに考えています。

大竹委員

ごみの減量ということを考えていったときに、減量ということと、それから炉を稼働させるということの中での矛盾点ということは出てこないのでしょうか。

環境部長

先ほど言いましたように、ごみを有料化にし、資源物を集めることでの減量対策、こういったことがやはり今この広域計画でやっていこうという一般家庭ごみ減量が27パーセント、可燃ごみについては26パーセントとありますけれども、これは有料化によっても高いハードルだろうと、率直に言えば思っております。ですから、26パーセントがさらにこれが出れば、出たとしても、まだまだ燃焼するのは大丈夫ですし、むしろ減らないときの方が、能力に対してはまだ多少の余裕はありますけれども、多少心配です。そういった意味では、ごみの減量化に全力を尽くしていかなければならない、こういうふうに考えています。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
高橋委員

小中学校敷地内の禁煙問題について

教育委員会にお尋ねします。

小中学校の敷地内の禁煙問題についてであります。

私は、2定の一般質問で質問させていただきました。教育長は、今年の秋をめどに実施したいという、英断をされまして、私は非常に高く評価をしているところでございます。以来、3か月がたったわけですけれども、これまでの経過をまず教えていただきたいのが1点と、もう一点は、小樽として、旭川でも来年1月から始めるようでございますけれども、これからの予定といたしますか、具体的なスケジュール、どのような方法なのか、その辺も含めてこの2点、お答えをいただきたいと思えます。

(学教)総務課長

第2回定例会で教育長から、今お話がありましたように、校内の禁煙につきまして、答弁申し上げたところですが、それ以後、やはり各学校の中で分煙をしながら、そしてお願いするところはお願ひしながらやっていかなければならないと思うのですが、そういう中で、今、7月、8月の校長会でもお話ししまして、16年早々に向けて、学校内で議論を進めて、学校を使われる方、保護者を含めまして禁煙にすることについては、理解を深めていただきたいと、こういうことでやってきたところであります。そういうお話としては伝わっているわけなのですが、急激にやってもなかなかうまくいかない部分もございまして、やはり学校を利用される方の意識の醸成といたしますか、それを掲げてしっかりした思いでこの件についてやっていきたいと。そういうことで、16年早々にはできればしていきたいと、今、一生懸命やっているところであります。

高橋委員

16年早々というのは、1月からと受け取ってよろしいですか。

(学教)総務課長

できれば、16年1月と考えております。

高橋委員

この遅れた大きな理由というのは、どういう内容なのでしょうか。

(学教)総務課長

これにつきましては、やはり学校を使われる方には、先生方、市の職員、保護者の方もいらっしゃいます。そういう中で、子どもにとって喫煙することはだめなのだと、こういうことの意識を高めるため、それが必要だということで、急激な押しつけではやらないということで動いて、皆様の状況を見ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

社会教育施設においても16年度から実施されると伺ってございましたけれども、これのスケジュールと具体的な内容についてお知らせ願いたいと思います。

(社教)社会教育課長

社会教育施設の禁煙ということでございますけれども、現在、全面的な禁煙にしている施設は、文学館、美術館など6か所でございます。分煙という形をとっている施設につきましても、平成16年度をめどに一斉に禁煙という形で進めてまいりたいと考えてございます。なお、こういったことにつきましての市民の皆様への周知については、広報等と、それからまた、各施設にポスター等を掲示をいたしまして、周知してまいりたいと、このように考えてございます。

高橋委員

16年度をめどということは、来年じゅうということになるのですけれども、いつごろを想定されているのですか。

(社教)社会教育課長

16年4月ということで考えています。

高橋委員

この問題に関して教育長からお伺いしたいと思います。

教育長

本州地域では、和歌山県など庁舎内禁煙に踏みきったところもありますが、北海道においては、奈井江町、旭川市は1月1日ということでお話がありました。

私どもも秋から啓もう活動を、実施しているところですが、それにあわせて実施していきたいと思います。なお、学校教育施設だけではなくて、社会教育施設でも後追いの格好になりますが、全面禁煙に変更することで検討していきたい、そういう状況でございます。

高橋委員

よろしく願いをしたいと思います。

SARS対策について

次に、保健所にSARS対策についてお聞きしたいと思います。

6月に保健所からSARSの最新情報ということで、たいへん詳しい資料をいただきました。非常に素早い対応で評価をするところでございます。9月に「小樽市SARS対応指針」をいただきました。ざっと目を通させていただきましたけれども、非常に難しい部分もありますし、よく検討されているなど思っております。この対応指針について、作成された目的と配布先について、お知らせ願います。

保健所長

ご存じのとおり、春先にSARSが世界的に流行いたし、日本じゅうもかなりそれで心配したと思うのですけれども、SARS自体がこれで解決したわけではなくて、今後どういうふうになるかというのは、関係者は非常に心配している。SARSウイルスというのは、冬になると出ることがかなり想定されているものですから、今年の冬、特に11月以降はどうかということは、これについては世界でもだれもわかっていません。春先は、発生している地域、危険地域がわかっていましたから対応というものが考えられたのですけれども、寒くなったときどうなるのかという、非常に想定しづらい問題があります。その中で、国・道は、当然ながらまだはっきりした対応ができ

ていません。医学的にわからない部分があるから、行政的な流れの中では、まだ見えていないのですけれども、では小樽のように東南アジアから多数来るところ、これは一つ間違うと大変なことになるのが想定されるのです。

それで、とにかく小樽市としては、この冬に、このSARSに対してどう対応するか、真剣に考えなければならぬと思っています。医学的な問題もあるわけです。それで、早い時期にインフルエンザがはやる時期にSARSも一緒にはやる可能性があるということでもあります。それで、9月に新しい対応指針をつくらせていただきました。配布先は市内の各関連機関、観光業種を中心にして、庁内もそうですけれども、必要な部署にはだいたい配ってございます。そして、あと希望者がいたらということで、いつもこれは配布する予定にしています。

高橋委員

1枚目に概略と現時点での問題点というのがずっと載っております。それで、概略でけっこうなのですけれども、検査から結果が出るまでの流れを一市民にわかりやすいような形でお答えをお願いしたいと思います。

(保健所) 江原主幹

まず、検査から診断までの過程であります。まずSARSを疑うに当たっては、臨床症状上、インフルエンザとSARSの症状の鑑別は非常に困難であります。ただ、SARSにおきましては、発症後3日ないし4日して胸部写真に陰影が表れます。ですから、特に海外の感染地域から帰国した方々ないしは感染地域から旅行に来た方々はその時期に胸部写真上、異常を来せば、SARSを疑うこととなります。しかし、すぐにSARSであるかどうかということにつきましては、迅速に診断する手段というものが世界的にございません。ですから、検査結果が出るまで約3週間ほどかかりますが、これまでの間は、SARS疑似症患者といたしまして、SARS患者に準じた扱いをするということを私どもは行います。そして、3週間ほど経過いたしまして、血液の中にSARSウイルスに対する抵抗力の元であります抗体というものがあるかないかという検査をもちまして、最終的にSARS患者であるか、ないしはないのかということ判断いたします。なお、この検査に関しましては、北海道立衛生研究所もしくは国立感染症研究所におきまして最終的な検査診断がなされます。

高橋委員

例えば、自分が海外旅行をし、ちょっと風邪みたいでおかしいということで、かかりつけの病院に行った場合に、どういう対応になりますか。

(保健所) 江原主幹

SARS流行地への旅行の場合、本人もSARSではないかという心配はもちろん持たれると思います。しかし、発症した後、一般的には5日未満と言われておりますが、この時期には他者への感染力は非常に低いと言われております。ですから、一般医療機関にかかる際には、もちろんマスクをするといったことで他の方々への感染を防ぐということは必要ですが、海外から帰ってきて、すぐに発熱ないしはせきを来したからといって、すぐに隔離病棟を持つ医療機関を受診する必要はございません。ただ、受診に先立ちまして、医療機関には感染地域から帰国したということをお伝えいただくことは、言うまでもありません。

高橋委員

一般病院では検査できないわけですね。これは、保健所や札幌に行って検査を受けるということになりますか。

(保健所) 江原主幹

SARSに関する最終的な検査は、北海道立衛生研究所もしくは国立感染症研究所で行うこととなります。しかし、一般的には流行地域から帰国してすぐに熱が出た、せきが出たという場合には、必ずしもSARSであるとは言いきれません。ですから、発症してごくわずかの期間で肺に肺炎の影を来したというようなことがあれば、SARSを疑って私どもも隔離病床のある医療機関への搬送ということも考えますが、初期の段階でSARSかSARSでないかということ診断する技術は、現在のところ世界においてございません。

高橋委員

#### インフルエンザ対策について

では、質問を変えますけれども、この小樽でつくられた指針については、北海道でSARS対策行動計画というのが策定されているわけですが、これがベースになっているというふうに考えていいのでしょうか。

保健所長

ベースというか、たぶん基本は同じだろうと私は思っているのです。すべてはWHO以外で、国が考えたものが道に来ます。これは、WHOのものを中心にしてはいますが、道のものも参考しているというわけではないのですが、ただやっぱり道の方はまだ実践的な場面を想定した内容でないものですから、小樽の場合は、とにかく何か起きたときにどう対処するかという、より実践的な部分を想定してつくりましたので、本質的には違いはないですけれども、道のものだけを土台にしたということとは違います。

高橋委員

この中で、インフルエンザ対策が非常に必要だという記述がありますが、なぜ必要なのか、この理由についてお聞かせください。

保健所長

インフルエンザとSARSが非常に似ているということがあるのでありますが、基本的にここではWHOが言っているのですが、かつてSARSが流行した地域に行くと、もしインフルエンザが出てきたときに、これは施設内での流行と、とにかくインフルエンザ対策をきちんとやって、SARSとの区別を確立せよというのが、WHOの考えなのですが、ただ小樽市のように、もともと急にSARSが出てくるわけがない地域でのインフルエンザに対する対応というのは、基本的に二つあるだろうと。一つは、高齢者は非常に死亡率が高いですから、インフルエンザは早期にワクチンを打つと。もしも東南アジアからの観光客が来て、SARSやインフルエンザがはやったら、これは本当にパニックになります。とにかく、インフルエンザだけはじゅうぶん抑えられるだけ抑えていく。さらに、施設内において流行となったら怖いです。そういった意味で、高齢者を中心に今冬のワクチンは優先的にしてくださいというのが考えです。

高橋委員

ここに書いてあるのですが、小樽市では10月よりインフルエンザワクチンの接種を開始すると。高齢者施設の入所者及び医療介護関係者の予防接種がぜひとも必要であるという記述になっているわけですが、これは保健所から各医療機関もしくは介護施設に指示するというかお願いをするという流れになりますか。

保健所長

インフルエンザワクチンは、基本的にやっぱり医療関係者と高齢者が接種すべきというのは従来の考え方なのですが、特に今年の場合はインフルエンザに対しては注意してくださいということで、各医療機関、施設に案内を流しています。

高橋委員

#### 消防のSARS患者への対応について

次に、搬送についてですが、市の救急車により搬送するということになっております。常にその必要な設備は用意しておく内容になっておりますけれども、どのようになっていますか。

(保健所) 江原主幹

搬送におきましては、マスク、これはN95マスクと申しまして、1万分の3ミリの粒子を95パーセント以上排除するというような高機密度なマスク、それからゴーグル、帽子、ガウン等の用具を保健所より消防隊員に渡してございます。また、搬送の後につきましては、SARSウイルスは0.1パーセントの塩素によりまして失活、つまりウイルスを殺すことができますので、それによりまして、失活させることができるというようなことを対策としてとる予定であります。いずれにいたしましても、SARSの場合におきましては、感染防御をじゅうぶんに行うこ

とで、隊員やその他の方々の2次感染をじゅうぶんに防げるものと思っております。

高橋委員

消防としては、これはこれにかかわらずいろんな菌があるわけですがけれども、訓練もしくは研修もしくはシミュレーションという形での訓練は行われおりますか。

(消防) 青山主幹

消防といたしまして、救急隊の感染防護資器材でございますけれども、消防独自で持っている資器材もございます。マスク、ゴーグル、ディスボグローブ、シューカバー、それから白衣等を使用することになっております。さらに、今、保健所の方からお話がありましたように、SARSに関しまして今回支給された資器材もございます。この辺の資器材の使用方法につきましては、既にじゅうぶん検討しておりまして、各救急隊の方には周知済みでございます。

高橋委員

救急隊は、人工呼吸器のろ過効率を製造会社から情報として得ることとなっているのですが、この点について説明願います。

(保健所) 江原主幹

まず、N95マスクを使用することで、1万分の3ミリの粒子を95パーセント排除できると、先ほど申し上げさせていただきました。なお、人工呼吸器につきましても、人口鼻というものを使いますと、ウイルス粒子を99.97パーセント排除することができますので、実質上、こういったものを使用することでウイルスが他者に感染を引き起こすということはないというふうに考えてよろしいかと存じます。

高橋委員

最後に、保健所として、今後、市民に対して不安をあおるということではなくて、きちんと正確な情報を伝えるという意味でも、その周知の方法、また、ホームページにまだ掲載されていないようですけれども、それも含めてどのように考えられているのか、お聞きしたいと思います。

保健所長

今年のSARS流行が終わって、7月にWHOがまとめた結果、いかにSARSに関する情報を公開するか、迅速に市民に流すかがSARSの場合、大きな効果があったということでございます。そういった意味では、新しい情報をいかに市民に伝え、最初の段階は少し恐怖感があるにしろ、それをじゅうぶん知識を持つことで防げるという事実があります。ですから、保健所としても小樽市としても、いかに市民に正しい情報を早く流すかということが検討課題です。最近、その方法をいろいろ考えています。実際問題として、10月に入ったら、まずSARSが基本的に今どうなのかというような情報を近く市内の観光業者関係とか学校関係及び市民に情報提供すると同時に、海外でのSARS情報でもし何かがあった場合は、いかに迅速に流すか。それはファクスとか電子メール又は報道機関を使って流すかということを、今、検討しています。近々ポスターもできる予定です。

秋山委員

段ボールコンポストの現状について

通告していなかったのですが、自民党のごみのやり取りを聞いていまして、地方からお電話をいただいている1点だけ、簡単なことです。

小樽市ではモニター100名を募集して段ボールコンポストを奨励しておりましたが、その現状を教えてくださいたいのです。

(環境) 廃棄物対策課長

段ボール箱による生ごみたい肥化のモニターの件についてでございますが、当初100名の予定でした。1時間程

度で100名の申込みありまして、財政的に厳しいのですけれども、急ぎょ、もう100人追加して合計200人のモニターを今やっております。アンケートを送付しまして、毎日少しずつ戻ってきているところなのですけれども、今のところ約6割ぐらい戻ってきております。そのアンケートの結果のお話なのですけれども、ごみの量が減ってたいへんよろしい。それから、できたものが肥料として使えるので、野菜とか花壇とかに使える、それからごみの減量、リユース、リサイクルもできるので、これは引き続き続けたいと、そういうお話もありまして、たいへん市民の方には評判がよろしい状況です。

秋山委員

いい方向性ばかりではなく、そのほかにやっていく中で虫が出たとかという苦情は寄せられていないのでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

確かに、夏場の暑いときは、小バエ等が発生します。ですけれども、たい肥化には水とか、温度管理が必要なのですけれども、温度を上げさせるための方策というのがあるのです。例えば、油を入れたり、米ぬかを入れたりしたり、あるいは毎日かくはんすることによって、小バエも温度が上がることによっていなくなってしまうということで、その辺はマニュアルどおり進めていきますと大丈夫かと思えます。

秋山委員

地方の方から新聞に載ったのを見たとお電話をいただきました。すごく先進的なことをやっているということで、ぜひ教えてくださいという声だったので。

女性会議について

続きまして、市民部青少年女性室にお尋ねいたします。

この商都・小樽を支えた陰の女性の声は今も綿々と続いている。そういう声を公の場で発言させてあげたいなという思いで提案いたしまして、市長が取り上げてくださって、昨年11月8日、初の女性議会を開催することができました。本当に関係各位の皆様には、心から敬意を表します。その中でたくさんの声を要約すると何とかこの女性議会を定例化してほしいという声と、総合的な機能を備えた(仮称)女性センターの実現をしてほしいという声の2点があるのですが、このことに関して、現状をお聞かせください。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

ただいまの1点目でございますが、15年2定の予算特別委員会でも同様の趣旨のご質問がございまして、女性議会の定例化のことにつきましては、一応本年度については、女性議会の開催はいたしません、いろんな方からのご要望等も含めまして検討させていただきたいと、答弁を申し上げておりました。その結果、本年11月に男女平等参画週間というのを設定いたしまして、その中で昨年の女性議会のメンバーの方々と市の関係理事者との、いわゆる懇談会の形での開催予定を、現在、計画を進めているところでございます。

それから、2点目の総合的な女性センターのことにつきましても、現在、市の組織・機構の見直しの検討が進められておりまして、現在の青少年女性室とそれから勤労女性センターの施設の中で、そういった情報センターとしての要望の強い機能につきまして、どういった整備ができるのか、ただいま検討をしている最中でございます。

秋山委員

昨年参加したメンバーによる懇談会という形式となると、また、議会という形と大分違いますね。どういう趣旨でこういう懇談会という形をとられるようになったのか、お尋ねいたします。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

昨年の女性議会での議会の定例化といったことでのご要望を受けまして、一応議会形式の形を想定はしておりますが、あくまでもこの趣旨等々につきましては、女性の声、昨年の女性議会で65項目のいろいろなご意見なり、ご要望等がございました。それで、昨年、それらのことをこの1年間経過した中でどういったことになっ

ているのかのお話しを中心に持っていきたいといったことで、ちょっと仮称的な感じでございますが、懇談会形式ということで、今、答弁を申し上げた次第でございます。

秋山委員

これらの懇談会に関しては、もうこのメンバーには伝わっているのでしょうか。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

先ほど答弁申し上げましたように、ただいま計画をしておる最中でございますので、もう少し詳細が具体的にになりましたら、その関係者の方々と協議する段階に入っていきます。

秋山委員

女性センターに関してなのですが、その機能を備えたものを青少年女性室、それから勤労女性センターの中に考えていくとおっしゃったのでしょうか。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

現在ある青少年女性室と、それから勤労女性センターの両方が上手に機能がマッチするような形で、どちらに置くというのはまだ結果は出ておりませんが、検討を現在進めております。

秋山委員

この小樽市男女共同参画推進市民会議のメンバーの中から、男女共同参画にさらに関連したメンバーの方々から、会場が2か所だとたいへんに使いづらいと。できることならば、青少年女性室という青少年と女性室、二つで1か所というのではなくて、それぞれ独立した考え方で検討していただけないかという声があるのですけれども、その部分に関しては、どんなものなのでしょうか。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

ただいまのご質問でございますが、一応昨年、女性議会でご要望のありますのは、女性関係の活動の拠点といった女性センターのご要望の趣旨だと思います。秋山委員もご存じのように、市内には34団体からなる女性団体がございますが、それらの方々が自由に活動できる女性センターということでございますので、現在の施設の中でどういったことで機能できるかどうか、前向きに検討をしている最中でございます。

秋山委員

前向きに検討されていらっしゃるというのは、よく理解できますが、先日行われました市民会議の中で、しかるべきときに市長の方からはっきりと提示いたしますという旨のお話があったと伺ったのですが、このしかるべきときは、いつ頃をめどとされているのでしょうか。

市民部次長

今、秋山委員からお話がありましたとおり、市民会議におきましてこのようなお話しもありまして、そのときに現在、女性センターといいますが、女性の情報の場、意見交換の場、そういうような施設づくりというお話がありまして、検討を進めているということで、青少年女性室というのは、青少年の問題と女性の問題、両方手がけるということで、機能的にはそのような二つ、それと、今お話がありました勤労女性センター、さらに青少年の関係でいいますと、勤労青少年ホームという施設もございます。ですから、そういった機能の分担化も、今、検討の視野の中に入っているわけですが、市民部の中で課題はいっぱいあるわけでして、総合的な事務事業の見直しも同じように考え方、検討の中に入っておりますので、そういった一体的な事務事業の見直しの結果において、今後16年度以降、このように進めていくという、そういう中で市民の皆さんにお知らせしていこうと考えております。

秋山委員

大変にきつそうなので、なるべく早くしかるべきときがはっきりすることを願っております。

心のノートについて

次に、教育委員会に、心のノートについてお伺いしたいと思います。

第2回定例会が終わったころかと思えますけれども、長崎県で4歳の幼児が誘拐され、殺されたという事件がありまして、犯人は12歳の中学校の1年生だったというこの事件は、本当に子どもが子どもを平気で殺すということに対して、大変なショックを受けた事件でした。しかし、つい二、三か月前なのに、もう遠い過去という感じで、そんな感覚になっていること自体、それ恐ろしいように次から次といろんな事件が起こってきております。それで、この事件を通しまして、本当に平気で子どもが幼い子どもの命を奪うという、他者へのいたわりというか、痛みを感じていないという点で、家庭環境や成長過程にいろんな問題があったと思えますが、人間として心の部分の未発達ということを感じております。

平成13年第1回定例会の予算特別委員会の中で、副読本の道徳についてお伺いした際に現在、文部科学省で家庭ノートと心のノートを作成し、各家庭でも道徳に対しての話し合いの場を提供していきと答弁いただきました。そして、その副読本と道徳を通して4点おっしゃったのですが、自分自身に関して他の人とかかわり、自然とかかわり、集団・団体としてのかかわりについて小中学校を通して指導していきますという内容の答弁をいただいておりますけれども、この副読本を通して、小中学生に対して、この4点を通した中で、人間としての心の部分まで至る教育というのは、できるとお考えなのかどうか、お伺いしたいと思います。

(学教)指導室長

心のノートの活用にかかわりましてのご質問でございますが、とりわけ長崎の事件もございましたとおり、私どもはやはり人間を大事にしていく。とりわけ命を大事にする、い敬の念を持つということが大事だというふうにとらえているところでございます。とりわけ、心のノートにかかわりましては、昨年、文部科学省がすべての小中学生に対して配布をしたところでございまして、ねらいといたしましては、子どもがよりよく生きようとする心とか、ともによりよく生きていこうとする心など、みずからはぐくんでいくということに力を入れて作成されてございます。各学校では、各教科の学習だけでなく、例えば朝の会とか帰りの会とか、いろいろな場面で活用されているところでございまして、また、家庭に持ち帰っておうちの方々と一緒に見ていただきながら、子どもの心の成長について見ていただくというような活用をしているところでございます。

秋山委員

具体的に、心のノートとは、そういうことが書かれているという内容のものなののでしょうか。

(学教)指導室長

心のノートは、副読本とは違う性格でございますが、子どもが何といいましても書き込むことができるようになってございます。しかも、1年生、3年生、5年生、中学1年生と、小学校では2か年、中学校では3か年、自分が時々書き込みをしながら、みずからの成長を振り返っていけるような内容ということで、記録をとれるような内容になってございます。また、そのことと、それを家庭に持って帰っていただきまして、保護者の方などにも見ていただくということで、学校と家庭を結ぶ心のかけ橋といったような内容になってございます。

秋山委員

家庭と学校とのかけ橋とおっしゃったのですが、私も子育てが終了してしまっていますので実感としてわからないので、今PTAで頑張っているメンバー何名かに聞いてみましたところ、えっ、そんなのあるのという答えだとか、そういえば何となく子どものかばんの中で見たわというような感じのとらえ方しかされていないという点が問題なのだということがまず1点と、みずから書き込みをするということ自体、難しいことではないだろうかということ、どんな指導をされているのかなということもお尋ねいたします。

(学教)指導室長

各学校では昨年からの心のノートを取り入れておりますことから、それぞれいろいろな活用場面でということで、試行錯誤も実際ございます。例えば国語の教材の発展とか、帰りの時間に今日一日友達とのいろんなかかわりの中でいろいろなことがあったときに、それを振り返るときに書き込んだりとか、そういう場面で今使われているとこ

ろでございます。委員ご指摘のとおり、家庭とのかけ橋というところでいきますと、家庭での活用や理解をいただくということの働きかけ、それが課題になっているなということで受け止めてでございます。校長先生におきましては、PTAの会合などでも、この心のノートが存在についてお話をいただいておりますが、この取組がすべての学校で充実していきますように、校長会などを通しましても、この家庭との連携ということをお願いをしてみたいなと思っております。

秋山委員

実はこの心のノートの活用度という部分で、先生方も悩んでいるのではと感じた点なのですが、今年の7月に文部科学省では、全国の小中学校に対して心のノートの活用が図れるように、教師向けの参考資料として「心のノート活用事例集」を73万5,000部作成して各学校に配布されたと聞いておりますけれども、小樽の各学校には、届いているのでしょうか。

(学教)指導室長

今、委員ご指摘のとおり、文部科学省におきまして、推進資料といたしまして、活用事例集を作成したところでございまして、今年の7月、1学期の末でございましたが、道教委からいただきまして、各学校にお届けをしたところでございます。教育委員会といたしましては、昨年末以来いろいろな資料をつくりまして、各先生方に活用ということで促すための働きかけをしてございまして、今後とも活用事例集を配布しただけではなくて、その中での活用例についても校長先生方にお考えをいただきたいながら活用を図ってまいりたいと思います。

秋山委員

今、お聞きしている中に、校長先生を通して活用を図るといような内容のお話がありましたが、たいへん失礼かと思うのですが、せっかくすばらしい教育長でも教育委員会でも、校長先生の配慮というか、裁量によって取捨選択されているのかどうかわかりませんが、なかなか現場の先生にまで伝わっていないという。そしてまた、現場の先生も道徳に関して、ましてや心の問題に関しては、先生自身がたいへん難しい、できれば避けて通りたい問題の一つというような感覚を覚えるというお母さんの声もあるというのも事実なのですが、この部分に関してはいかがなものでしょうか。

(学教)指導室長

道徳にかかわりましての充実ということでございますが、やはりよりよく生きていきたいとか、自分の生き方を考えるということは、教育の一番大事なことだなというふうに考えてございます。このようなことから、各学校におきましていろいろな戸惑いもあるかと思いますが、私どもは資料作成には直接先生方に行き届くように、それから校長先生方にも、そのことが家庭まで直接届くように、今後ともお願いをしてみたいなというふうに感じております。

学校教育部長

ご承知のように、道徳の時間は年間35時間ということで進めているところでございます。もう既に教育課程が各学校にできていまして、進めているところでございますが、先ほど後から7月に資料が出たという委員からのご質問でございましたが、文部科学省では心のノートをつくったときに、当初学校にどういう場面でどのように使うかということで、疑心暗鬼で一応お配りしたところでございますけれども、じゅうぶん各学校に徹底していなかったということもあって、恐らく資料を作成してこういう場面でも使いますよということで配ったと私どもは承知しているところでございます。そういうこともありまして、今後、学校長の方には、道徳の時間というだけでなく、心のノートが学校生活の中でどういうふうにご利用されるのか、どういう場面で使われるかということで私どももお願いしているところでございまして、道徳の時間だけに限られたものではございませんので、また、家庭におきましては、心のノート以外に家庭教育ノートでありますとか、社会教育についてのこのような小さいものもお配りしてございまして、その中には基本的な生活習慣も書いてございますので、両方合わせてやはり子どもにおける心の

教育というものを進めていく必要があるというふうに感じております。

秋山委員

文部科学省が今年の6月に小学校100校、中学校70校の校長先生と担任教師を対象にして、学校教育に関する意識調査を行った結果、1,858人から回答を得たということで、とりわけびっくりしたのは、児童・生徒の学びの習慣づけに向けて、家庭・地域に望むことという、最後の欄がありまして、早寝早起きなど児童・生徒の生活を規則正しくすること、多様な体験や学習の場の提供、学校が出した宿題や課題をはじめとする家庭学習に取り組むよう促すこと、学校に持っていくものを前日に準備させるとか、ごく当たり前のことを真剣に校長先生や担任教師が悩んでいるということです。小学校からの回答、早寝早起き、規則正しくという部分、78.1パーセントの先生がこれを家庭・地域に求めている。中学校においては65.5パーセント、学校に持っていくものを前日に準備させる。これも小学校で55.1パーセント、中学校で30.8パーセント、こういう当たり前のことが、家庭のしつけが悪い問題なのか、学校と教師、そして保護者との距離が遠くなってしまったのか。この当たり前のことが届かない。溝ができていくという部分に対して、小樽市の小中学校の現状と、こういうことが問題に上がるということについて、どのようなお考えがあるか、お尋ねしたいと思います。

(学教)指導室長

委員、お尋ねの件についてでございますが、とりわけ子どもの基本的な生活習慣といいますが、その部分の育ちの部分でのご質問かと思えます。このことにかかわりましては、いろんな調査の中でもやはり社会の生活の変化の中で、子どもと保護者、親とのかかわりも従前とは変わってきているやに聞いているところでございます。したがって、小学校1年生の入学の時期におきましても、集団の中での自分の正しい行動やあいさつや周辺の処理などについて、若干課題を残している子どもを多く見かけるということも聞いているところでございます。したがって、とりわけ1年生、小学校入学期におきましては、そのような基本的な生活習慣について家庭との連携が大事と考えてございます。そのようなことから、家庭訪問等としてもじゅうぶん個別に保護者の皆様とお話しを深めていただきながら、確立するよう努めていくところでございますが、今後とも学校の実態をお伺いしながら連携を深めてまいりたいと思えます。

教育長

先日、都市教育長会議の役員会があり、出席したのですが、その中でもこの文部科学省の調査のことが話題になっていました。子どもの家庭での生活習慣、しつけというのがずいぶんあいまいなのだというのが話題になりました。そのときに、三重県のある都市の教育長の発言ですが、私どもの都市でもそういうことが問題になっているので、こういうことを考えております。実は、小学校の低学年、1年生に入ったときに教室でも立ち騒ぐというような状況。それで、市内の幼稚園に小学校の先生2人を異動してもらった。そして、幼稚園の先生2人を小学校に来てもらいました。お互いどういふような教育をしているのか、それを体験してもらって、そしてその中で幼稚園の方にこういう希望が小学校ではあるのですよと。それから、幼稚園の方としては、こういうふうにして小学校に送っていますと、こういうパターンの発表がございました。なるほど思ったのですが、たまたまその人が私の隣にいたものですから聞いたのですが、それは公立の幼稚園ですかと。いや、私立の幼稚園なのです。私立の幼稚園でよく公立の先生が移っていただけましたねと、話をしたのですけれども、これは将来を保証するという、数年たったら戻っていただくということをお願いをしたのだと。そういう幼稚園と小学校の連携ということを考えてみる、そういう話がありました。これは、文部科学省の調査のことを考えますと、大切な施策の一つになると、みんなもそういうことが必要なのだという、そういうような感想がありました。

そこで今、子どもたちの状況を考えますと、今は守る姿勢なのです。例えば、子どもが留守をしておりますと電話がかかってきて、クラスの電話番号簿があるだろうから、何々さんの住所と電話を教えてください。あるいは住所を教えてください。学校ではそういう住所を教えたり、電話番号を教えるはいけませんよと指導しているわけですけれど

も、その電話の主は、その電話を教えないのだったらおまえのうちに火をつけると、そういうおどしもやるわけですが、そういう子どもたちの家庭を守るということに、今、小樽市内の先生方がきゅうきゅうとしているとか、それに追われているという状況があるわけです。だから、その守るという心を育てるところにやらなければいけない。最近の新聞報道であります、小学校の子どもは1年間で17.3冊の本を読んでいると、意外に読んでいるのだというような、そういう報道もありましたし、いろいろな面で守るから育てる姿勢をどう考えていくか。今、小中学校では小樽の校舎は全部施錠しています、外部から入らないように。だから、それはもう本当はやりたくない。もっと地域に開放させて、自由に保護者の方に来ていただく、そういうパターンも認められない、そういう苦しみもありますので、心のノートの問題は、その育てる中の中核になるべきなのですけれども、その前段がまだ確立していないという、そういう苦しい事情についてご理解をいただければと。教職員ともども、さらに努力をしなければいけない、そう考えております。

秋山委員

本当に、今の世相を見ると、子どもたちを今しっかり育てていかないと、少子高齢化で子どもの数は少なくなって、確かに一人一人はしっかりしていますけれども、他者とのかわりという部分にすごく弱いというのがあるなというふうに感じております。大変な問題ですけれども、何とか小樽市の未来のためにもしっかりと徹底していただきたいと望んで終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
斎藤（博）委員

発達支援センターの設置に向けた取組について

それでは、代表質問に関連して何点かお聞きしていきたいと思います。

最初に、代表質問で取り上げました発達支援センターの設置に向けた取組について聞きたいと思います。

まず最初に、これは現行の三つの施設の関連性なり、利用状況に関して、発達支援センターの設置に向けて検討していくべきだということをお話しさせていただきました。その前段、さくら学園の経営の問題についても触れているわけなのですが、発達支援センターの部分についてお尋ねしてまいりたいと思います。

市長は、私の質問に対してご答弁いただいたわけなのですが、その中で財政再建との絡みの中で、民間委託するのがあるのだと。そして、さくら学園もその一つなのだということを言っているわけなのでありますけれども、私はあくまでも現行のさくら学園の機能なり、人員をもって、そしてばらばらになる訓練室や幼児ことばの教室を統合する形で、よりよいものを求めていきたいと。そういった意味では、財政再建の問題とは切り離して議論していただきたいというのが私の基本的な考えのベースなのであります。まずそこについて考え方をお聞かせいただきたいと思います。

（福祉）児童家庭課長

代表質問の中で一つの項目として発達支援センターとさくら学園のご質問があったということで、答弁といたしましては、支援センターの立ち上げの件と、それからさくら学園の委託、それぞれでお答えをさせていただきました。現状の私どもの認識といたしましては、直接このさくら学園の民間委託と支援センターの立ち上げの議論がリンクするものだというふうには考えてはおりません。ただ、支援センターとして立ち上げる場合は、当然さくら学園が持っている通園業務、それ以外の業務、そこでの整理といたしますが、関連性ということは当然検討しなければならない課題になっておりますので、全然関係ないとは言えないのですけれども、それぞれの柱がある課題だということで検討をしております。

斎藤（博）委員

まず、私がお願いしている総合的な発達支援センターの構想として、現行の三つの施設が子ども発達支援室と幼児ことばの教室、それからさくら学園の統合ということを訴えているわけなのですが、現状についてまずお尋ねしたいと思います。

この3施設、それぞれ利用状況があるかと思いますが、例えば年齢別、利用者の数、逆に施設として、そういったニーズにこたえるために行っているメニューとありますが、プログラムとありますが、そういったものがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

まず、福祉センターにあります支援室のお話しをしたいと思います。ご承知のとおり、今年度からデイサービス施設として立ち上がったものですから、去年までと若干施設そのものの性格は変わったと考えていいわけなのですが、ただ、実際、通室している子どもの中には、平成14年度からずっと継続をしている子どもも、たくさんいらっしゃいます。それから、当然4月当初あるいは年度途中で利用をやめたり、また、新たに利用をするという子どももいらっしゃるわけですが、9月当初の段階では31名の子どもが通室をしております。それで、ここでの授業なのですけれども、大きく分けまして集団で行う集団指導と、それぞれの子どもの持っている障害を療育するために個別に行う個別指導を行っております。

さくら学園の関係なのですが、さくら学園自体の基本的な施設の生活と申しますのは、知的障害児の通園施設という、措置施設というのが基本的な位置づけであります。この通園施設として、現在、児童相談所の措置決定を受けて通園している子どもは、9月当初で10名いらっしゃいます。ただ、代表質問でもお話ししておりますけれども、小樽市内ではたいへん古い乳幼児の発達相談の機関でありますので、それ以外の子ども発達室ですとか、日常のいろいろな相談ですとか、そういった業務も行っておりますし、それからもう一つ、大きな柱としてあるのは、児童相談所の措置決定に至る前、保護者がそこに通ってどういう指導を受けられるのか、あるいは自分の子どもにとってその指導が有効なのかどうかというのを少し見たいというか、そういった意味で試行通園という言葉で言っているのですけれども、そういった形で通園している子どもも、先ほど言った10名のほかに4名いらっしゃいます。

(学教) 学務課長

お尋ねの幼児ことばの教室の関係でございますけれども、幼児ことばの教室では、構音障害と申しますか、例えば魚を「たかな」だとか、「しゃかな」だとかという、障害を持つ子ども、それからきつ音、それから言葉の発達の遅れのある子どもに対して、それぞれ言語の指導をしているということでありまして、8月現在の通室数と申しますか、3歳児が1人、4歳児が4人、5歳児が8人、6歳児が14人、計27人在室をしている状況です。授業の内容ということですが、1人に対して1人の指導者が担当して、原則としては週1回やっております。内容につきましては、子どもとの信頼関係を大切にしながら、音の聞き取りの練習だとか、それから構音の指導、訓練、それから呼気圧と申しますか、発声的な調整、訓練を主に行っております。そういった中で訓練だけではなくて、やっぱり子どもが会話をするという意欲を持たせる、そういったコミュニケーションを深めるというような、そういったものを意欲を持たせるような指導をしているという内容でございます。

斎藤(博)委員

次に、私は私なりのこれからの取組の中で、三つの施設がばらばらになることによる弊害というほどのことはなにもにしても、親の負担なり、それから職員なりスタッフの間の統合の問題等の中で、統合ということを中心にしているわけですが、ばらばらにあるということについて、前段、代表質問でも部長の方からも触れてもらっているわけなのですが、現行、場所として桜にあつたり、稲穂小学校にあつたり、福祉センターにあるという現状に対する利用者の意見なり、要望なり、思いなり、そういったものがあつたら、押さえているのであればお聞かせいただきたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

一つには、それぞれ利用を希望する保護者の方が、ことばの教室を訪れる場合あるいは支援室を訪れる場合、さくらを訪れる場合、それから三つを順番に訪れる場合、いろんなケースが実際としてはございます。それで、私ども市民の声ですとか、そういったことの中からも窓口が一元化していたら利用しやすいとか、相談しやすいといった意見も聞いております。私どもが一番まとまった調査として押さえているのは、実は平成10年度からスタートしております小樽市の福祉計画、平成10年から19年までの10年間をスパンにした小樽市障害者計画というのを策定しているわけなのですが、この策定に当たりまして、事前に市内の療育手帳あるいは障害者手帳の交付を受けている方々の中から800名ほど抽出をしまして、小樽市の障害者行政の在り方といいますか、要望等も含めてのアンケート調査をした結果があるわけなのですが、その中で乳幼児、特に小学生以下とっていいと思うのですけれども、保護者の方々からの要望として、いろいろな項目があるのですけれども、たいへん高い要望項目として出たのが、治療や訓練、相談を一貫して行う専門施設を望むということ、あるいは子どものさまざまな問題に対応できる総合センターの設置ということもありまして、いわゆる相談窓口の一元化についてのニーズというものは高いだろうと認識をしております。

斎藤(博)委員

議会の議論の中でも、小さい子どもの障害の現れ方については、個々の原因がある場合もありますけれども、相互に関係を持っていることが多いケースもあって、今のような議論になっていっていると聞かされているわけなのですが、それでお尋ねしたいのですけれども、こういった子どもの障害、発達障害もありますし、言葉の問題もありますし、知能の問題もあるとは思いますが、それぞれの障害の原因の関連性について、例えば小樽市には障害児の早期療育指導委員会とかというのがあると思うわけなので、以前、訓練室に作業療法士を置いてもらいたいとお願したときにも、その必要性、小樽という自治体の単位で必要性を含めて、有効性を含めてこの指導委員会で検討させてもらいたいというようなことをお答えいただいていた経過があって、ここは現場なり、専門性を持った内容で検討する委員会なのだとは私は理解しているものですから、その中で例えば今回の三つの施設に通所する子どもたちの原因について、因果関係等についての見解や、調査があったら教えてもらいたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

今お話にありました早期療育指導委員会というのは、小樽市では保健所と、教育委員会と福祉部が構成メンバーになっております。そのほかでは、札幌の総合療育センターの院長あるいは道の福祉施設の所長ですとか、ある意味ではそういった障害のある子どもの療育を考える委員会で、任務としては小樽市の障害児行政がどうあるべきかということを目的に、委員会としては年1回、それから子ども相談室ということで年3回開催をしております。それで、相当日にちは古くなるのですが、昭和60年にこの委員会の方から、ある意味では小樽市の障害児の早期療育の在り方についてということで、まとまった意見書も出されているわけなのですが、その中でも課題として相談窓口等の一元化ということが提言をされております。それで、また、先ほど委員からございました部分につきましても、実は10月早々に、この子ども相談室の日程が入っておりまして、そういった先生方にお集まりいただく機会もあるものですから、現在、検討を進めている内容について、この指導委員会の意見もお聞きをしていきたいと考えております。

斎藤(博)委員

10月ということなのですが、先日の代表質問が新聞で報道された関係で、利用されている方、それから働いている方から、何点かご照会をいただいている部分もあります。そういった中で、現在、議論している療育形態ですが、保護者との協議の状況なり、それから今後の三つの施設を利用している保護者との協議というのをどのように考え、どのように進めていこうとしているのか、そのあたりの方向性なり、スケジュール的なものがあった

からお聞かせいただきたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

この総合的な窓口をつくるということで考えた場合、当然、場所の問題もございます。支援室もああいう状態で、ことばの教室も稲穂小学校の中にあるというようなことです。それで、保護者との相談、話し合い、幾つかのいろんな課題というのを並行的に進めていかなければならないだろうと考えておりますけれども、当面的にはその場所なりスペースの問題も含めまして、この議会終了後あたりから、それぞれが関係団体との話し合いには入っていかねばならないだろうと考えております。

斎藤(博)委員

場所の部分でお尋ねしたいのですが、三つの施設の統合されたものとしては、全道的にはけっこう似たようなものがあると聞かせてもらっていますし、見に行ったこともあるのです。それぞれまちの特徴なり、逆に言うと、その自治体の財政事情を色濃く反映した形で独自の施設をつくって子どもたちを迎え入れている、そういった苦勞をしているのが実態としてあると思うわけなのでありますが、小樽の場合は、今お話があったように、もともとは福祉センターにあった訓練室が、非常に不評を買っているということから、問題意識を持ってこの問題に取り組んでいるわけなのですが、一つの場所として外から見たときに、やはり小樽が持っている独自の施設としては、さくら学園というのがあるわけですし、あそこに統合していくということについての可能性なり、問題点なりがあったらお聞かせいただきたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

ご承知のとおり、さくら学園は先ほどもちょっと触れましたが、児童福祉法に基づく知的障害児の通園施設という性格づけの施設でありまして、あそこ自体の通園部門につきましては、福祉施設の最低基準という、国が定めたものなのですが、その定数によつての面積要件あるいは配置の人員等、そういったものが定められております。そうしたことから、さくら学園に支援室なり、ことばの教室の機能を持っていて、そこで一つの施設として立ち上げるということ自体は、基本的には不可能だろうと。面積要件の部分で、もう不可能だろうというふうに考えております。もちろん、代表質問でもお答えしておりますけれども、さくら学園の民間委託の件とそこの部分とで、また改めてこの総合窓口、センターの構想といったものの協議をしていかなければならないというふうに考えております。

斎藤(博)委員

今の小樽市の財政的な部分を考えてときには、新しい施設をつくっていくべきだという立場には立っているわけなのですが、今のさくら学園のみでやっていくということについて、さくら学園にはいろんな子どもがほかの用件で行ったり来たりしている部分がありますし、けっこう保護者の中には浸透した施設としてあると聞いているものですから、面積的に問題があるのであれば、多少の工夫をする中で考えられないのかなと思っているわけなのですが、そこはいかがなものでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

さくら学園というのは通園施設ということで、そこ自体はバスを配置、要するに中心部から離れているのですけれども、通園はバスでできるという形でやっております。ただ、その他の施設につきましては、児童福祉法上でいう通園施設ではないわけですから、基本的には保護者の方々が子どもを連れてくるという、そういった形で運営されていると考えた場合、また、その総合的な相談というふうにした場合に、果たしてさくら学園が立地的な部分も含めて適当な場所なのかどうなのかと、そういったこともあわせて検討はしていかなければならないだろうと考えております。

斎藤(博)委員

そういうお考えだということはわかったわけなのですが、あえて新しい場所も考えられませんが、さくら

学園というものも、法的な問題で整備をやっていっていると理解しているわけなのですが、そうした場合には、小樽市で具体的な今言っているような機能をあわせ持って、例えば、子どもを連れてお母さんが車で来ても、駐車スペースも確保できないとか、駐車場から子どもを車いすに乗せて連れていこうとしても、以前はエレベーターも動いていない時期があったと思います。スロープがないのではなくて、エレベーターもなくお母さんが子どもを3階、4階まで背負って上がっていった時代があったわけですから、そういった中で、この問題が起こっているわけですから、そういった意味では小樽の中で駐車場の問題、スロープの問題、当然今度は逆にいろんな障害を持った子どもが一瞬のうちに全部集まるといふふうにもならないかもしれませんが、いろんな障害をお持ちのお子さんが集まってくるといふことを考えていったときに、新しく建てるのが一番話はわかるのですけれども、それ以外のことで小樽市として、検討できるスペースというのがあるのかどうかお聞かせいただきたいというふうに思います。

(福祉) 児童家庭課長

委員もご指摘のとおり、今、小樽市が新しい土地を見つけて、新しい建物を建てるということは、想定しておりません。確かに今訓練室も3階という場所にあるものですから、利用されている方々からやっぱり使いづらいというご意見も聞いております。それで今、私ども一つの検討する視点としましては、例えば車いすでも自由に出入りできるということもありますし、それから保護者の方が車で来た場合にも車をとめられる一定のスペースと、それから療育なり、個別指導なりを行える一定のスペース、そういったものというのを当然想定しながら一元化の検討というのはしていかなければならないわけなのですが、これはまだまだ検討の検討ということで理解をしていただきたいというふうに思っているのですけれども、今、教育委員会が入っております庁舎が会議室等というのがまだスペースとしてあるということも含めて、教育委員会とは調整といいますか、打診といいますか、そういった段階であります。

斎藤(博)委員

今度は教育委員会にお尋ねしたいと思います。

改めてお尋ねしたいのですが、教育委員会とか学務課所管の幼児ことばの教室も含めてというようなことで、今、議論させていただいているわけですし、教育委員会の方からは利用状況についてだけお話をいただいているところですが、療育されているお子さん、親御さんたちとの協議の問題、それから今後の日程の問題とか、場所の問題等というのをお聞かせいただいているわけなのですけれども、それに関連して教育委員会としての考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

(学教) 学務課長

教育委員会と福祉部の間では、発達支援センターということで、一元化しようという動きをしております。その背景には、先ほど児童家庭課長もお答えしたように、保護者のアンケート、一元化した方が保護者にとってはいいという話もございまして、例えば言葉の障害なり知的な障害というのを持っているお子さんもいらっしゃると思いますから、現実的に私どもの方のことばの教室に相談されにきて、それからさくら学園だとかに、そういう中では当然連絡をし合って、現実では連携をとっていているというようなことでは、やはり一元化した方が保護者に対しては、たいへん便利になるのではないかとはいふふうには考えてございます。

あと、保護者と協議をするという形なのなのですが、それにつきましてはいろいろ児童家庭課長も話していただきましたけれども、いろいろな兼ね合いがございますので、場所の問題だとか、それから今後どうするのだとかということもありますので、そのような課題を全部詰めていかないことには、保護者の方にお話しできないわけですから、そういったものは福祉部の方と協議しながら詰めていって、歩調を合わせる形でやっていきたいと考えております。

教育長

場所のこと、旧東山中学校と名前が出ていますけれども、そのほかに、今、時代が少し違ってきておりまして、

特別支援教室ということで、いわゆる特殊教育とか、養護教育を見直そうという動きがあるのです。今のろう学校とか、盲学校とか、養護学校とかをやめて、LDだとかADHDというのも含めて、そういう支援教育をしたらどうかと。今、文部科学省からそういう方向が出ていまして、北海道教育委員会で基本的な事項について考えておりますので、もし旧東山中学校を小樽市の施設として考えるのであれば、そういう将来方向も見据えて検討しなければいけないのだろうと。児童家庭課とも当然関連が出てくると思いますので、今のところは詳しいことを言える段階ではございませんので、そういう動きもあるのだということをご承知いただきたい。

斎藤（博）委員

この3施設の総合支援センター化ということについて、実施のめどについてお尋ねしたいと思います。一定の期間的なめどをもって進めていらっしゃるかどうかについて、お尋ねします。

（福祉）児童家庭課長

たくさんクリアをしなければならないというか、お話をしなければならない対象もありますし、当然役所の中だけでも教育委員会との詰めというのが必要であります。ただ、私どもとしましては、一応市役所の仕事ですので、一つの年度というのは一つの区切りにしながら、検討をしていきたいというふうに思っております。ただ、もう一方では、利用者の方々もいるわけですから、年度でなければだめだということも考えていません。例えば、9月とか10月とか、そういう年度の途中であっても、それは別にできないことではないわけですから。それから一つの考え方としては、やっぱり年度をめどにして検討すると。ですけれども、絶対それにそうでなければならない、そこから譲れないだとか、そういった考え方ではございません。

斎藤（博）委員

この項最後ですけれども、これは答弁要りませんけれども、私はもともとは現行のさくら学園の機能と、そして訓練室とことばの教室の統合ということで問題を出させていただいているわけでありまして、言葉の端々で答弁中、市長もそうなのですけれども、通園の部分とそれから相談・指導の部分を分けてお考えになっているように、どうも聞こえてならないわけなのであります。その問題については、次の場面でお話ししてもらいたいと思っておりますけれども、なぜそうなのかということについて、私は理解ができないということだけ、なぜ今さくら学園の機能を分ける必要があるのかということを含めて、そこから議論させていただきたいと、そういうふうに思っているということをつけ加えておきたいというふうに思います。

行政改革における民間委託の進め方について

次に、行政改革について聞きたいと思います。

19日の予算特別委員会を聞いておりまして、答弁の中で民間委託をするということで、さくら学園の部分、それからプールということ、それから手続もしていただいたわけでありまして、具体的な三つの名前が出てきたわけなのですが、市長はこれからの市の財政状況の中で可能なものについては、すべて検討していきたいのだというようなことを言っていますが、それはある意味で一般的には何も言っていないと同じなのですけれども、その中で今回、三つの施設の名前が出た経過なり、それからあわせていわゆる市長が言う可能であればすべてと言っている部分の現時点における検討段階といえますか、やるやるというふうではなく、進ちょく状況なり、それから逆に言うと、検討した結果、だめだったというようなところがあつたら、お聞かせいただきたいと思います。

（総務）田中主幹

まず初めに、先日の予算特別委員会で、先ほどのさくら学園、それとプール、それとゴミの収集運搬業務委託、この3点という形で答弁がございましたけれども、その経過といえますか、今までも議会の代表質問等で市長の答弁で、各委員からのご質問の中で民間委託をどうやって進めるのだと、具体的なものはどうなのだというご質問がございました。その中で、実施時期ですとか、そういうものについては、なかなかいろいろありますけれども、委託の方向性を示す例示的なものとして、今までの委託の中には業務委託的なものと施設の管理委託的なものがござ

いますけれども、その方向性を示す例示として、例えば施設では体育館の全面委託を今年実施いたしましたので、その延長上を含めまして、プールをはじめとする体育施設という形で答弁させていただいている部分もございますし、業務委託のものとしては、今、この間も議会議論もありましたけれども、半数程度を委託しておりますけれども、ごみの収集等、その拡大といえますか、そういうものについて、実施時期等は別といたしまして、例示的な項目としてお答えをしたというのがまず一点です。

あと、その次に、すべてのものということでございますけれども、新行革の関係でお答えさせていただきますと、重点事業の項目といたしまして、事務事業の見直しというのがございます。その中で、民間委託の推進も挙げておりますし、その考え方といたしましては、行政責任の確保ですとか、民間技術の活用、財政効果、市民サービスの維持向上等が図られることに留意して、委託等の実施が適当なものについては、民間委託を進めるというような考えがございます。また、今のこういう健全化の中でも、事務事業をすべて見直すという考えがございますので、その中では民間でできるものは民間でという考え方を基本に、その中にはすべてどうかというか、なじむものやなじまないものがあるとは思いますが、一応考えられるものについて、原部原課の方で検討はしていく。その中で委託ができないものという形で、明確にできないという形ではないのですが、それぞれの施設や業務の内容によりまして、受皿も含めてなかなか条件が難しいというものも施設を含めて、具体名ということではありませんけれども、若干は出てくるのかなというふうに考えてございます。

齋藤（博）委員

特に民間委託の推進ということについては、従来から繰り返しになるのですけれども、市民サービスの維持なり向上ということでありまして、それから公的責任の確保という問題です。それからさっきは触れなかったのですけれども、適正な受皿という部分があるのだろうというふうに思っているわけですし、日本じゅう、世界じゅう探してきていい業者がおりましたという話には、なかなかないだろうというようなことで、その人的なり、受皿を持っている、それすべての業務に関してですけれども、そういったことも総体的に評価して民間委託を進めていかなければならないのではないかと思うわけですし、これからの行革、民間委託を進めていくためには、この制度をやりまして、こういうことをお願いしましたと、こういうときにはこういうふうになっています、もちろん問題はないという説明がなされるのだろうと思うのですが、受皿である今おっしゃっている優秀な民間の力を活用するというのは否定しませんから、どういう業者、どういう能力があって、どういうような業績があって、さらにはそういった会社は当然労使紛争なんかないでしょうし、健全な経営がされている、そういう業者だというような受皿についての一定の指針というものをつくっていただいたいと思うのだけれども、その部分についてのお考えをお聞かせくださいませんか。

（総務）田中主幹

今のご質問の中で、受皿についてといいますか、考え方としては、やはり今後、今いろいろな事業の中で規制緩和が図られているものもございますし、それと施設等についても、NPOがいろいろ新しい動きも出ておりますので、そういういろいろな流れを検討はしなければならないと思うのです。ただ、その際、明確な形でどこまで指針的なものといいますか、明らかにできるかは別として、基本的な考えとして、その受皿の継続性なり、いろいろその部分については、当然配慮して委託を決定していかなければならないとは考えております。

齋藤（博）委員

当然、小樽市もいろんな行政として担当を含めて、いろんな指針をお持ちだと思っていますし、例えば毎年事業というのは、だれがと具体的に出てくるわけですが、日本じゅうにそういう業者があるのですよと言われても、小樽市民からみて、コストとか条件などでできていても、それは果たしてこういうような歴史的な経過なり、経営をなさっている会社なのかということが判断できないという部分があるわけですし、そういった意味で、今日はここまでになりますけれども、民間委託をする際に、受ける企業が、これ地元であれば、名前はこういうことでやっ

ている会社だと言われればみんなわかるし、だれでもわかるということですがけれども、それにしても、これから民間委託を進めるというスタンスの一つに、民間委託をする際の一つの判断の柱として、受ける企業の持っている適性という部分をきちんと、私は調査をしていってもらいたいという思いがあるものですから、お願いしておきたいと思います。

総務部長

まさに斎藤（博）委員がおっしゃっているような考え方でやっぱりしていかなければならないというふうには、我々も思っております。民間委託といえども、市の業務をやっていただくわけですから、言葉は悪いですがけれども、いい加減なところにやっていって、そして最終的には市が責任を負わなければならないということになりますので、そこら辺はじゅうぶんに考えて、一つの考え方として、民間委託するとその業種によっていろいろと決め方というのが何点か出てくるのだらうと思いますけれども、基本的な考えはひとつこれからつくろうと思います。指針という文書にするかどうかは別にしても、一つずつ考え方を整理していきたいということは、我々も考えています。

横田副委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は3時45分といたします。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時45分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。共産党。

若見委員

ごみ減量化と適正な負担について

まず初めに、ごみにかかわる問題についてお尋ねをしていきたいと思っております。

ごみの減量化推進方針の説明をこの議会の前にしていただきました。そして、その中で小樽市では、ごみの減量のためには家庭ごみの減量化が必要であって、そしてそのためには徹底した分別、そして資源物の収集が必要だとしております。平成12年から事業系一般廃棄物埋立処理の手数料の徴収をしたら、事業系一般廃棄物の減量に大きな効果があったとして、家庭ごみ有料化を実施している他都市の例を見ても、有料化はごみ減量の効果が認められている。だから、家庭から資源物は無料で回収をして、有料化で家庭ごみを回収したら、資源物の量は増加し、ごみは減少するというふうに書かれています。そして、ごみの減量化に積極的に取り組んでいる人とそうでない人の不公平感が解消されて、費用負担の適正化が図られると考えているというものですが、このことで初めにお尋ねをします。

このごみ減量化推進方針の性格はどのようなものでしょうか。

環境部次長

今、お話がありましたように、市民の中からは大きな話をしますと、地球環境の負荷を減らすということから、ごみの減量化に取り組むべきだと。同時に、資源物の再利用あるいは再資源化にも力を入れるべきだというような声が多く寄せられておりました。また、広域連合が、今、建設を予定しております焼却施設の規模を決める場合にも、今のごみ量をそのままに基本として考えるのではなくて、減量化を進めて適正規模にする必要があるということで、ごみの量を決めている経過があります。そんなことから、早急にごみ減量化に取り組まなければならないというようなことがありまして、今回このごみ減量化推進方針をつくりまして、これを執行方針とするという

ことで企画会議でその承認を得たという性格のものでございます。

若見委員

小樽市は、ごみ減量化推進方針を柱として、家庭ごみ有料化の実施に向けた検討を市民の理解を得ながら早期に進める必要があると考えているということですが、市長の考えはこの押さえ方でよろしいでしょうか。

市長

今、環境部次長から答弁したように、やはりごみは増えていきますので、今これからつくろうとしています焼却施設ができ上がりまして、平成21年度までに家庭ごみを約9,000トンぐらい減らそうという、方針でいっていますので、私も環境部も考え方は同じでございます。

若見委員

それでは、費用負担の適正化が図られるとのことですが、だれとだれの間の費用負担なのか教えてください。

環境部次長

これは、実際に市民の方から市に対する問題提起という形で出てきているわけですが、自分のごみの減量化に対して非常に気を使っている。あるいは地球環境に対する負荷を減少させるために、水の使用にしても何にしても非常に気を使ってやっているにもかかわらず、ほかの市民の方の中には、例えば分別、燃やすごみ、燃やさないごみの分別すらきちんとしていない。あるいはまた、資源物である新聞紙、雑誌を燃やすごみで出している。こういった人たちのために多額の費用がかかるわけですが、それを我々ごみの減量化に努めている者の税金で賄われていることに対して、非常に憤りを感じるというようなお話がありました。費用負担の不公平さというところは、資源物を含めてごみとして出される方、それとそうではなくて、きちんと分別をして資源物は資源物として出される方、こういった人たちが全く費用負担の部分について今は無料ですから、いってみますと、税金ですべて賄われている。このあたりが不公平だというような意見があるということです。

若見委員

適正化ということでもう一つ、今のごみの回収のやり方は、それでは不適正とお考えなのか。また、ごみは生きていく上では人間につきものではないかというふうに考えておりますが、そしてその立場に立つと、無料収集というのがいずれにしても当然というふうに考えますが、その点ではいかがでしょうか。

環境部次長

回収方法が現在の方法で不適切かという意味がよくわからないのですが、もし資源物の回収がふじゅうぶんかという意味であれば、まさにそういうことも考えなければならないというふうに思っています。今現在の資源物収集に限られたものになっております。缶、瓶、ペットボトル、紙パックというふうになっておりますけれども、このままで有料化という話にはならないだろうと。もっと、資源物回収としての品目を増やさなければならないだろうと。そして、手間はかかりますけれども、努力をすることによって、ごみが減量化していくということで取りかからなければならないだろうというふうに考えました。それで、資源物の収集品目を拡大しますと、当然回収回数も果たして今のままでいくのかということが出てきます。そのほかに、先ほども答弁いたしましたけれども、委託による収集運搬の回数が増える、あるいは同じ資源物でも、例えば紙類と缶、瓶、ペットボトル、それぞれ処理が違いますから、処分方法が違ってきますので、いわゆる1台のトラックに混載するといいますが、全部まとめて持っていきますと、着いた先で、また手で選別しなければならない。プラスチックはプラスチック、紙は紙という形にやっていかなければならなくなってくるから、収集方法ももちろん考えなければならないという問題が一つあります。

それから、有料化について、生活に密着しているから本来税金で賄うべきだろうというお話でしたけれども、先ほど紹介したお話のように、確かにごみは毎日どうしても生活をしていく中で出てきます。しかし、そのときに必要な分といいますが、ごみとして出さなければならないものだけが出てくるのであれば、また、それなりに考え方

も違うかもしれませんが、しかし、それにしても今、ごみ処理経費というのは大変な費用がかかっているわけです。さらに、そこで資源物とごみとをまぜて、ごみとして出されてしまう。これを何とかして分別をきちんとしていただいて、資源物として出していただくものについては無料で収集しますよ。しかし、資源物を含めるごみとして出した場合には、それなりの負担をしていただきますよという考え方をとっていけば、当然資源物の分別が進むだろうと。ごみの捨てている量は努力をすれば減るだろうと。そのあたりの動機づけとありますが、そのためにも有料化というのが一つの有効な手段になるだろうという考え方です。

若見委員

それでは、ごみの有料化をしている自治体では、ごみの減量効果が多く見られているということも上げられていましたが、有料化している自治体のすべてが継続してごみ減量に成功されているかどうか、わかる範囲でけっこうなので教えてください。

(環境) 間淵主幹

道内13実施都市の例でまいりますと、13実施都市のうち、5市につきましては、14年度途中、もしくは15年度実施ということから参考になりませんが、残り8市については、減量効果は大なり小なりある程度あったものと聞いております。また、継続性であります、この中においては一部減量効果が若干落ちていく、そういう傾向のある市もございます。

若見委員

有料化してごみの減量が得られなかった自治体もあるということですが、この自治体の実態というのは、もし把握されていたら、教えてください。

環境部長

道内の例でつぶさにわからないのですけれども、やはりごみの有料化と申しますのは、減量化施策の一つであるという考えであります。それに加えて、さまざまな施策を講じなければ、有料化だけではじゅうぶんに効果が得られない。例えば、本州などの市では、資源物もごみも有料化をしたら有料化の効果はあまり出ない、そういった総合的な施策が必要だということがそこにあるわけです。ですから、私どもとしても、他都市の例などを見ながら、ごみの有料化、資源化に結びつけて施策をあわせて考えていきたいと思っております。

若見委員

それでは、有料化しないで減量に成功されている自治体の例があれば教えてください。

(環境) 間淵主幹

道内では、富良野市が有料化しておりませんが、14年度収集ごみのうち、90パーセントの資源化を行ったということでございます。

若見委員

私もできる限りこの議会に合わせて調べたのですが、有料化しないで減量の効果を上げてきている自治体というのを見つけたというのか、実感したのですが、小樽市も有料化しないで減量の効果を上げてきている自治体の一つではないかなというふうに思うのです。皆さんの方が詳しくそのことがわかっておられると思うのですが、平成11年度から平成12年度にかけて、ごみの排出量が大きく減量いたしました。可燃ごみで20パーセント、不燃ごみで26パーセント、家庭系ごみの総量で21パーセントの減量というふうに積算したのですが、これとは逆に資源ごみが27.5パーセントとたいへん大幅な増加を見せています。大幅なごみの減量化ということもこの数字でわかるのですが、その主な理由は何かお聞かせください。

(環境) 間淵主幹

まず家庭ごみの減量化が進んだ一つには、透明袋の使用ですとか、それから平成12年7月から資源ごみを全市収集したと。それから粗大ごみにつきましても、有料化等を進めまして、それからあわせまして事業系の一般廃棄物

の手数料を徴収したと、こういうような中で各家庭におきまして、また、市内におきまして分別が進み、また、資源化が進んだ結果が、先ほどの数量で表れたものと思います。

若見委員

私は、この平成12年度の実績に何を学んだかといいますと、平成15年度のごみ処理施設整備事業に係る関係資料の中で、ごみの実績と予測の記された資料がありました。それで、平成14年度比マイナス8.5パーセント、資源ごみは9.6倍の回収ということになっているのですが、つまり分別の徹底、資源物の回収をしっかり行くと家庭ごみは減るといことで、行政と市民が本当に一体となって進める徹底したこの取組ができると、ごみは減量できるのではないかと、これをずばり実証されたのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

(環境)間淵主幹

先ほどの減量効果の数字の中にありまして、資源化のごみが年間850トンというものがございまして。私どもが21年度に目指している資源化量でございまして、8,000トン近い減量化、資源化を目指す中にありまして、現在の施策ではこの850トン前後が限界ではないかと、この850トンというものをもう少し施策を強くしませんでしたと10倍近い資源化にはならない、このように考えてございまして。そのためには、前から私どもの施策として挙げてございまして資源物の品目を収集拡大、それからまた、収集回数の増加等、また、集団資源回収の今の状態をさらにまた強化していく等々の施策はありますが、ただ、その施策だけでは、なかなか減量・資源化に全面的に協力は得られないだろうと、こういうことで今回の審議会をもちまして、さらなる有効な施策の一つとして有料化というものも一つの検討として考えておるわけでございまして。そういう面で、現状の資源化ではなく、その今後の拡大の中に向けての施策と考えてございまして。

若見委員

これまでの話の中でも、資源物を回収すると、それだけやはりお金もかかるということをお話しされておりましたけれども、ただ、この実績があって、ごみの減量対策の選択に有料化がどうして語られるのかというところが、どうもわからない部分でもあるのですが、教えていただけませんか。

(環境)間淵主幹

資源物の拡大によりまして、このごみ減量を進める上で、先ほど言いましたように、有料化は有効な手段ということと考えております。その理由の一つには、資源物の収集量の拡大には、また費用がかかりますし、出す側といったしまして、資源物は無料、家庭ごみについては有料という中で、さらに資源物への分別が進むと、そのような部分での考え方もございまして。

若見委員

それでは、市長にお答えをいただきたいと思いますが、小樽市は資源物回収の予測を誤ったと私は思っているのです。天神のリサイクルセンターの容量がいっぱいで、市民が分別、そして資源物の回収にすごく努力したと思うのですが、そして回収の徹底がじゅうぶんこの間できなかったのは、行政の対応だったのではないかと、思うのですが、いかがでしょうか。

環境部長

専門的な部分でございまして、私の方からお答えします。

天神のリサイクルセンターにつきましては、当時、桃内で最終処分場を建設するときに、あわせて小樽市単独の焼却場等、それから本格的なリサイクル施設をつくらうと、そういうことでやってきたものです。ただ、それには、相当大きな負担がかかると。私ども、当時の伍助沢の処分場がいっぱいでしたから、まず最終処分場をつくって、そしてリサイクル施設と焼却施設をつくらうということで、一応計画ができた。しかし、平成9年度は容器包装リサイクル法ができ、やはり資源化の流れというものができたものですから、その施設ができるまでのいわゆる暫定措置として現在の天神に、その施設規模の中でできる範囲でリサイクル施設をつくって、そのリサイクル施設の能力

に見合う、収集体制なり、品目といったものをさせていただくということです。しかし、その後、国や道の方針に基づいて、ごみは広域処理をするという流れになったわけですから、当然小樽市では、また新たに町会から、広域連合としての取組としても、ごみを見直さなければならない。そういったことでこのリサイクル施設の建設が若干ずれ込んできたという状況になっているかと思えます。ですから、今、若見委員がおっしゃいますように、若干どうしてもいかなかった部分もあろうかと思えます。私どもとしても、早期にそういうふうなりサイクル施設をつくりたいと、こういうことでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

若見委員

市長のお考えも、今お答えいただいたのと同じとらえていてよろしいでしょうか。

市長

同じです。そのとおりです。

若見委員

資源物の収集運搬費用について

それでは、資源物の回収には1億円の見込みと聞いておりますが、この数字はどのようにして出てきた数字か教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

費用の関係についてであります。先ほどから品目の拡大あるいは回収回数の増ということのお話がありましたけれども、資源物の収集運搬費用の増加の部分と、それから天神のリサイクルセンターではプラスチック関係の処理をする機械がございませんので、現在、民間施設の中でプラスチックの処理をする施設が何社かございます。その中で、民間業者が受入れ可能かどうか、その辺の判断も含めながら民間へ処理を委託する形になっておりますので、プラスチック関係の処理委託料などが主なもので、その他の経費も含めまして、約1億円程度かかると考えております。

環境部長

1億円の話といたしますけれども、今後、その事業の実施に向けて、さらにまた、具体的な施策あるいは受皿の体制づくりの中では、大きく変わる可能性もあるだろうと思えます。

若見委員

それでは、目標年次の平成21年度は資源物が8,151トンの回収を予測されておりますが、このリサイクルセンターに集められた資源物を有料で引き取ってもらう、この見込みはいくらぐらいになりますか。

(環境) 廃棄物対策課長

現在のリサイクルセンターで管理している中で、有価で売払いできている金額が約600万円程度なのですけれども、広域連合が立ち上がりまして、21年度のマックスになったときには、確かに資源物の量は9.6倍ですけれども、有価での品目の数量というのは、まだ低いのです。約3倍ぐらい程度の歳入になるのではないかと考えています。

若見委員

それでは、結局たくさん集めても、9.6倍といっても、3倍ぐらいにしか見込めないということでもいいのですね。

(環境) 廃棄物対策課長

資源物として集めましても、有価で取引できる資源物と、逆に処理料を支払いして処理するものがあるのです。そういう意味では、現在平成14年度で600万円程度の収入でございますので、それから比較しますと3倍程度ということで、全体の資源物の収集量等からしますと、若干低めの金額にはなっております。

若見委員

今のお話を聞いて、本当に資源物回収の経費を生み出すのに相当な量の資源物を回収しなければならないのかなということはわかるのですが、だいたいの概算でどのぐらいの資源物を回収することになるのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

有価に相当する部分の品目ということによろしいですか。

缶については約520トンです。それから、瓶の中で一部、生き瓶と言いまして、ビール瓶とか一升瓶、それから紙パックが100トン程度、あと、段ボールが1,500トン程度、新聞が約1,400トンを見込んでおり有価で取引できるものはその程度でございます。

若見委員

ごみの有料化について

それでは、ごみ有料化の歳入見込みはいくらぐらいに計算されているか教えてください。

(環境) 間淵主幹

ごみ有料化の歳入見込みでございますけれども、市長答弁にもありましたとおり、今後の検討とはなりますけれども、例えば函館市では1人当たり年間2,400円、室蘭市では2,200円となっております、これらを小樽市の人口に当てはめると、確かに3億円を超える歳入となるわけでございます。ですが、これはあくまでも他市の例をとったわけございまして、室蘭市におきましては、プラスチックは資源物に入っていない。函館では、プラスチックが資源物に入っている。それから、それぞれの市におきましては、扱う資源物の種類、収集回数等が違いますので、今後の小樽市の資源物の集める種類、それから収集回数、ごみの集め方、これらによっても歳入の見込評価は変わってくると思いますので、あくまでも参考としての数字となっております。

若見委員

実は、私も市長のホームページを開いてみたのですが、市長はごみの有料化と資源物回収の拡大や祝日のごみ収集についてはセットで考えると見解を述べておりました。資源物回収・分別収集の決定を試みて、それでもさらにごみ減量対策として有料化の議論がされるならまだしも、市長は家庭ごみ減量化推進とその有効な方法、手だての一つとしての有料化について諮問するということですが、小樽市はリサイクルセンターを大きくするのだから、資源物の回収もこれまで以上に進んでいくことにはならないかということ、改めてお伺いしたいと思います。

(環境) 間淵主幹

資源物の拡大によるごみ減量を進めるのにあたりましては、この拡大については費用がかかるということですから、これにつきましては、市長答弁にありましたとおり、有料化は減量化の有効な手段の一つと考えることとあわせまして、この資源物の収集拡大においてもセットでいかなければ実現はしないと、このようなことでの答弁だったかと思えます。

若見委員

市長にお尋ねをしますが、常々市民と協働ということでお話をされておりますが、この平成12年度の実績というものがある中、減量化推進方針は市民の持つ力を信頼しない立場ではないかと思えます。つまり、市民との協働をみずから否定する立場にはないかということをお答えをお願いします。

市長

豊倉小学校の子どもたちが不法投棄に怒りを感じて、自分たちで看板をつくって、ここにごみを捨てないでくださいと、自然を守ってくださいと、子どもたちがみずからごみを集めたのです。大人が投げたごみを子どもが拾っている。まるっきり逆転ですよ。ですから、信頼しろといってもなかなか難しいですよ。それはそれとしまして、やはりこれから市民も、事業者も、行政も一体となって、ごみの減量を進めていかないと、これは大変な問題ではないのかなと。そういった意味で市民との協働、一体となった取組がぜひ必要だと思っています。

若見委員

本当に小樽市はたったの1年間で、ごみの有料化をしないで市民の力だけで可燃ごみ、不燃ごみ合わせて8,159

トンもの減量に成功しているという数字が出ているのではないかなと思います。そして、今後の計画で有料化を前提としても、平成21年までの計画では、平成14年度の実績からすると、1万1,000トンのごみの減量、この1万1,000トンのごみの減量をすれば、目標が達成できるのかなと思うのです。それで、平成12年の経験からしても、不可能な目標ではないと考えるのです。資源物回収は、先ほども言ったとおり、大きなリサイクルプラザを設置して、これまでのおよそ10倍の資源ごみの収集の予測もされているということで、要するに家庭ごみの有料化を導入しなくても、市民の力で分別収集、資源物回収を徹底すれば、ごみは減量できるのではないかということで、このことを本当に追究していきたいなというふうに、一緒に考えたいと思うのですが、もう一度お考えを聞かせてください。

環境部長

先ほどから何回も繰り返しになると思っておりますけれども、小樽市におきましては、例えば集団資源回収事業というのを過去約30年近くやっています。今、その回収量は3,500トンぐらいかと思いますが、これにつきましても、各町会長としては、何とか月1回やっているところは月2回やってほしい、年に2回程度のところはせめて3か月に1回、いわゆるごみになる前に資源化をやってほしいということですね。そういったことで働きかけているのですけれどもなかなか、その回数の増加ができない、こういうことでございます。

また、もう一方で平成12年度からこの分別収集ということで実施をして、この中で現在300トンと850トン何とか実施している。今これからは品目拡大をしていくだとか、あるいは13年度から進めてきたものですから、やはりそういう形でいいと思うかと。さらにごみを減少させていくという、それ自体が非常に難しいのかなと。本来の私どもとしては、従前から進めてきた施策のほかに、新たに有料化の施策を運用することで、また、市民の皆さん方にごみに対する認識というか、足元をもう一つ見ていただきながら、さらに自分の家庭の中で、今まで投げていたごみの中にさらに資源化できるものがないのかと、こういったことを本当に探してもらう。一人一人が探してもらう、やってもらう、こういったことがなければ、なかなかごみというのは減らないのではないかなと思っております。

そういった意味合いで、確かに今、若見委員がおっしゃる、あえて有料化しなくてもという意向の一つの意見についても、できればそうありたいですけれども、なかなかそれは難しい。やはり、今この機会に一人一人がまた、意識改革していただきながら、このようなことに努力してもらおう。このことが将来の小樽市にとって大きな利益を生み出すのだと、こういう信念でやってきました。

委員長

環境部に申し上げますけれども、若見委員が聞いている点できちんと答えられていないように私は思うのです。一つだけ指摘しますけれども、ごみの有料化を行うということにかかわって、桃内に大きなリサイクルプラザをつくり、資源物の回収を徹底して行えば、家庭ごみが一定程度減るでしょうと。これはもう予測されているわけです。これは有料化しなくても一定のごみ量は減ると思うのです。それからでも家庭ごみをさらに減らしたいというのであれば、ごみの有料化を検討してもいいのではないかという趣旨の質問なのですけれども、それにかみ合った答弁がないものですから、たいへん恐縮ですが、委員長から改めて答弁をお願いしたいと思います。

環境部長

確かにこういう環境下の中での基本計画には、品目拡大という、収集回数の増ということにあわせて、このごみの減量化をさらに進めるためには、やはり有料化を検討するといったこともうたっているわけです。ですから、私どもとしては、現状のまま、ただ単に品目を拡大する、収集回数を拡大するというだけでは、なかなか本来のこういう計画達成は非常に難しいのではないかと、こういったことで今回のこういったことを最終的に提示してご理解をお願いしているということです。

若見委員

私の意図するところがなかなか伝わらない部分があるかもしれないのですが、まず、市長にお尋ねをします。

記者会見されて、それがホームページの中でもあったのですが、平成14年度の家系ごみの中に38パーセントの

資源ごみが入っているのごみ質の調査結果が示されておりました。そしてこれらのものをごみとしてではなくて、資源物として収集できれば、このごみの量は大幅に減少し、資源物のリサイクルが推進されると、みずから述べているのではないかなというふうに思いました。それで、分別収集や資源物の回収というところには、市民は関心を寄せているのではないかなと思うのです。その表れが、家庭系ごみが近年増加傾向に若干あるという、この数字が出ていますけれども、それにも影響されず、資源ごみの収集は年々増量をしていっているのではないかなというふうに思います。ごみの減量のかぎは、分別収集の徹底、資源ごみの収集の徹底そのものではないかということで、先ほどの豊倉小学校の子どもたちのお話にもありましたが、どうぞ市民を信頼していただけないかなというところで、改めて聞いていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市長

先ほどから答弁しているように、資源物の収集回数は、今、月1回ないし2回ですね。市民からも資源物を月1回だと1か月間待つわけで、何とか早くこの回数を増やしてやってほしいと、措置してほしいと、そういう要望があります。資源物なりごみの収集回数を増やすということは、費用負担がかかるのです。リサイクル施設もさることながら、収集に費用もかかる。それから、祝日にも収集をしてほしいと。休みの日にもやってくれと。これもコストがかかるわけです。ですから、こういった今の状況の中で、現状でやるというのは非常に難しい。したがって、有料化した段階では、資源物の収集回数も祝日の回収も、ぜひこれは取り組んでいきたいと、そういう意味も込めまして、この今回の有料化の問題について市議会に意見を聞きたいということで進めますので、この辺はぜひご理解を願いたいと思いますし、市民を信頼するしないは別問題で、市民の皆さん、確かにごみを出す問題について苦労をしています。それから、冬期間のお年寄り対策という問題もあります。ごみステーションまでごみを運ぶのも大変だという、いろんな問題もあります。ですから、今回のこの有料化を一つの契機としていろんな課題を整理できないのかなということやっていきたいと思っていますので、この辺はひとつご理解を願いたいと思います。

若見委員

今のお答えを聞いて、市民が関心を寄せている資源物の回収等々を進めるということにしても、それからごみ収集の市民のニーズに最大限こたえていくということにしても、やはり今の時点では有料化をしなかったら、そのニーズにもじゅうぶんこたえきれないかなというところのお話の押さえ方でよろしいでしょうか。

市長

そのとおりです。

若見委員

議案第25号廃棄物減量等推進審議会条例案について

それでは、議案第25号の廃棄物減量等推進審議会条例案にかかわっての質問ですが、代表質問でも述べたとおり、我が党は、全市民の課題として、市民とともにごみの減量化を進めていくことは大いに賛成の立場です。しかし、古沢議員の代表質問の中でも明らかになりましたが、市民の一般公募はわずか3人で、ごみの問題の基本の一つには、先ほど来出ているとおり、本当に住民との協働、市民との協働というか、市民の声が最も反映されるべきだと思いますが、この点でいかがお考えでしょうか。

(環境) 間淵主幹

審議会におきましては、公募が3人でございますけれども、総勢15名を予定しておきまして、残り12名につきましては、消費者団体、商業団体、リサイクルに取り組んでいる団体等の構成員の中からご推薦をいただきまして、幅広く意見を集めて行う予定でございます。

次に、市民に向けての部分でございますけれども、答申を受けた後に条例の策定まで期間がございますので、この間、市民との意見交換会をできましたら地域ごとに開催などするほか、市のホームページなどを通して、いわゆるパブリックコメントという形で広く市民の意見を聞いた上で、施策に反映するなり、意見等を聞いてまいり

たいと、このような形で市民の意見を取り入れることを考えてございます。

若見委員

議案第25号の廃棄物減量等推進審議会ですが、先ほど市長のお話にもありましたけれども、有料化を目的に設置しようとしているのかと考えたりするのですが、そしてまた、そのホームページの中でも、家庭ごみの減量化の一つの方法として審議をしてもらおうと述べているということで、ただ、ごみの減量化推進方針、これにもおよそ有料化について記されているということで、この廃棄物減量等推進審議会というのは、家庭ごみ有料化の隠れみになるのではないかなと考えるのですが、この辺ではいかがでしょうか。

環境部次長

今回、審議会を立ち上げようとしたのは、一つには今言うように、ごみの減量化を進める必要があると。その一つの有効な方策として有料化が考えられるだろうと、このあたりの関係を審議会の方に諮って審議していただきたいというのは確かにあります。しかし、それだけのための審議会ということではなくて、一般廃棄物の処理につきましても、市町村のいわゆる自治事務という形になっておりまして、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができるという規定が廃棄物の処理及び清掃に関する法律にあるのです。小樽市では、今までこれを置いておりませんでした。今回、ごみの減量化、それを実施するための有効な手段の一つとして、有料化が考えられないだろうか。かなり大きな問題になる。先ほど若見委員もおっしゃっていましたけれども、全市民の生活に密着する問題ですから、これを機会に審議会を設けようという趣旨で、今回、条例案を上げたものです。したがって、今後も、ごみの減量化について重要な問題があれば、それは審議会にかけて意見を伺っていくという形で考えてございます。

若見委員

それで、どうして議会での議論というのがされないで、審議会という形なのかということですが。

環境部次長

市の方が議会に審議をお願いするときには、市の方針をもって、これでいかがですかという形で審議をお願いするわけですが、今回は議会にそのことを出す前に、審議会にかけるわけです。審議会で審議されて、その答申がどのような形になるかわかりませんが、仮にごみの減量化のために有料化も必要であるというような内容の答申がいただければ、それを尊重しながら今度は議会の方に審議をお願いする。もし、審議会の方でそのような結論とは違ってきますと、これはまた違った検討をしなければならないということはあると思いますが、あくまでも市の方針を決めるのは審議会の答申をいただいた後になりますので、その以前に議会の方に審議していただくことにはならないものというふうに考えます。

若見委員

全国的に見て、多くの自治体でごみの減量に関心ある市民が100人、200人という、本当に大勢の方で協働してこの減量化の取組をされているということで、この議案第25号の廃棄物減量等推進審議会の委員の任期も答申提出までというのは、ごみの問題というのは本当に短期間で解決する問題ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

環境部次長

審議会の委員の任期を年数ではなくて、一つのテーマごとに答申をするときまでと決めたのは、問題の内容によって審議に必要な期間、これにも長短があるだろうと。難しい問題になりますと、長期間かかるかもしれないし、単純な問題であれば短い期間で答えが出るかもしれない。その間、委員の交代をしないで一つのテーマに取り組んでいただきたいという考えがありまして、このような任期を考えました。

若見委員

わかりました。こうしたやり方に我が党は賛成できないということを改めて申し上げるとともに、市民と行政がこれまでにごみの減量に取り組まれてきたことに、どうか強い確信を持っていただくことをお願いして、この項の

質問を終わります。

(市長退席)

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブにかかわって、短時間でお話を聞きたいと思います。

放課後児童クラブの土曜日、夏休みの利用時間の問題ですが、現状をお聞かせください。

(社教)社会教育課長

放課後児童クラブの土曜日、夏休み等の長期休業期間でございますけれども、土曜日につきましては、9時から12時となります。それから、長期休業期間につきましては9時から16時までという開設時間になります。

若見委員

この利用時間の設定の根拠について、お聞かせください。

(社教)社会教育課長

特に、この設定につきましては、大きな根拠という、そういったものはございませんけれども、児童クラブの運営に当たりまして、関係者の協議の中で決まってきたというぐあいになります。

若見委員

私も放課後児童クラブを利用している子どもの親でもありますが、開始時間が土曜日は9時からということで、子どもよりも先に親が出勤しなければならない。子どもが留守番をして、時計もよくわからないような新一年生が、何時に家を出たらいいのかなんて悩みながら、不安いっぱい時間を過ごして放課後児童クラブに向かうわけですが、放課後児童クラブの利用時間や内容について、保護者の方からアンケート等々の調査を1回していただければなというふうに思うのですが、このあたりはいかがでしょうか。

(社教)社会教育課長

現在、児童と家庭を通じた連絡ノートというものをとっておりまして、放課後児童クラブの指導員を通して、保護者からのご意見等々、それから子どもからの連絡事項、こういったもので私どもも把握はいたしております。今、アンケートはどうかというお話もございましたけれども、現在のところはアンケートは考えておりませんけれども、今後ともその連絡ノートをじゅうぶん活用していく中で、保護者のご意見には、じゅうぶん耳を傾けてまいりたいというふうに考えております。

若見委員

今、学校適正配置の問題もありますが、もしも学校が地域からなくなったら、この適正配置と児童クラブとの関係では、どのように対応されようとお考えでしょうか。

(社教)社会教育課長

学校適正配置につきましては、これから地域の説明会が始まるということで、まだ具体的なものは決まっておられません。いずれにいたしましても、クラブへ通う児童にとりまして、決して不利益にならないように、じゅうぶんな配慮をしてみたいと考えております。

若見委員

放課後児童クラブの有料化についての意見もあるかと思いますが、しかし、そもそも放課後児童クラブというのは、児童福祉法に基づいて取り組まれていることかと思いますが、地域の健全化育成の拠点となるものだというふうに考えます。まさか私は有料化にはならないのではないかと思います。現在でのお考えをお聞かせください。

(社教)社会教育課長

先ほど井川委員のご質問にお答えいたしましたけれども、現在、小樽市では保育料金はいただいておりません。ただ、他都市の状況を見ましても、徴収している市もある、徴収していない市もある。その保育料につきましても、いろいろな料金の幅があるというような状況でございます。受益者負担という観点からも有料化という声もござい

ます。現在、無料を有料化とするということで大きな問題でもありますので、慎重かつじゅうぶんに検討してまいりたいと思います。

若見委員

有料化ともなれば、これは締め出しみたいなものかなというふうに思うのです。保護者が留守時間を少しでも解消するために、子どもに一生懸命習い事をさせているという、そういうお母さんたちも実際にいるということを見ているのですけれども、本当にじゅうぶん検討していただきたいと思います。そして、放課後児童クラブの先ほど言った利用時間の延長というところでは、本当に検討に検討を重ねてこられて拡大されてきたとは思うのですが、これから先、本当に子どもたちの安全を守るという行政の役割としても、利用時間延長の検討を本当にしていただきたいと思うのです。前向きなお答えというか、今の見解をお聞かせください。

(社教)社会教育課長

開設時間につきましては、昨年度から長期休業期間中以外の平日をそれまで16時半まででしたのが17時までと30分延長した経緯もございますので、少しずつではありますけれども、保護者のご要望にこたえていっているところでございます。今後、さらに開設時間の延長というご要望でございますけれども、学校の施設の管理体制の問題ですとか、それから嘱託職員の勤務時間制限、こういったものもございますので、学校やそれから放課後児童クラブの指導員を含めた中で、全体的に協議をしてみたいと、このように考えます。

若見委員

小樽市の最大の奮闘をお願いして、質問を終わらせていただきます。

委員長

共産党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

-----  
森井委員

リサイクルごみについて

私からも、ごみについていくつかお聞きしたいと思います。

現在、一般家庭ごみからリサイクルごみとして取り扱っているものの品目を、いくつかあると思うのですが、それは何か教えてください。

(環境)廃棄物対策課長

家庭から資源として回収しているごみについてであります。現在は4品目でございます。缶、瓶、ペットボトル、紙パックです。資源物としては収集していません。燃やせないごみの日の中で有害ごみということで、乾電池について収集しております。あと蛍光灯、電球についても資源物として収集しています。

森井委員

今後、ごみの減量化とか、適正化を図るに当たって、先ほども環境部長から幅を広げていかなければいけないというお話もあったと思うのですが、その中で私個人的に気になるのが、プラスチックトレイとか発泡スチロールトレイについてなのですが、今後、資源ごみとして、家庭ごみから分けて収集することは先々考えておられるのでしょうか。

(環境)廃棄物対策課長

プラスチックのトレイ関係の収集についてでありますけれども、先ほどから有料化のお話の中にあっただかと思うのですが、品目を拡大しまして、その中にプラスチック関係を収集する予定であります。

森井委員

次に、事業系ごみについてなのですが、有料化に伴って同じプラスチックトレイが収集されていると思うのですが、その行き先や収集方法等をお教えいただきたいのですが。

(環境) 廃棄物対策課長

事業系ごみのプラスチックのリサイクルについてでありますけれども、有料化ということではなくて、有料化は平成12年4月から埋立処分場の費用について有料化しておりますけれども、リサイクルの関係については、特に有料化という形では事業系の部分についてはないのですけれども、実は15年4月から事業活動に伴って排出されるプラスチックは埋立てできないという形になりました。それで、排出事業者、事業所、商売をやっている方から出るプラスチックについては、リサイクルというルートに乗せてもらうようになっております。リサイクルということは、きれいなものでないとリサイクルできませんので、排出者には、簡単にすすいで、そして収集運搬許可業者に処理を依頼してくださいと説明しております。その収集運搬許可業者は市内に3社程度あり、その廃プラスチックを圧縮こん包する施設に回して、リサイクルのルートに乗っている状況です。

森井委員

その圧縮業者の方でそのプラスチックとか発泡スチロールのトレイとかに関して、事業者の方からすすいでもらってというような形でお話を受けましたけれども、汚い状態ですと受け入れられないというようなお話を聞いたのですが、それは本当でしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

汚いと受け入れできないのではないかというお話なのですけれども、それは確かなのです。市内に3社処理する施設がありまして、汚いまま圧縮こん包しますと、それを引き取ってくれるところがないのです。そういうことで、基本的には排出者、排出事業者がきちんとすすいでリサイクルということを出していただくのですけれども、一部、中にはきちんとすすがないで出してくる排出者もいるのです。そういう排出者が出されたごみについては、処理する業者はやむをえず、その会社の施設の中で水で手洗いしたりとか、あるいは機械で水洗いしたりということで、何とかリサイクルに向けるような形で処理業者も努力していただいて、リサイクルルートという流れになっております。

森井委員

お聞きしたとおり、回収業者の方で、どうしても事業者が出すごみが汚れたままの場合も当然あるかと思えます。それを今、回収業者の方で洗浄する努力を行っていると思うのですが、それが追いついていない現状があるというようなお話を聞いたのですが、それは本当でしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

廃プラの処理について追いついていないというお話についてでありますけれども、実際、環境部の所管の中に許可する所管もあります。許可する所管、そして私どもの事業所指導をする部署もあるのですけれども、何とかそういう業者、処理する業者のところに現地立入りしまして、いろいろ調査しております。そういう中では、処理能力の範囲内で処理をしておりますし、あと廃掃法でいうところの保管基準というのがあるのですけれども、そういう基準もきちんとクリアした中で施設内に保管しているという状況でありますので、大丈夫かと思えます。

森井委員

私自身がいろいろお話を聞いた中で、その洗浄に対する努力というのは、それぞれの回収業者でかなり行っていると。機械を導入したりとか、また、人によって洗うというような行為を行うことによって対応しているというようなお話を聞くのですが、そうではない業者もあるというようなお話も聞きます。その保管状況がよいのか悪いのかはわかりませんが、異臭による騒ぎがあったりとか、そのようなこともそれが原因ではないかというようなお話も聞きます。その中で、今後、家庭ごみを収集するに当たって、その範囲も資源ごみとして扱う場合に、それだけ資源にするということに関しては、やはりきれいにしていかなければいけないと。それに伴う啓もう・啓発活動は当然必要だと思うのですが、現時点でのその事業者に対しての啓もう・啓発でも追いついていないものが、市民全体になったときにどれぐらいになるものなのかというのが、ちょっと自分としては不安を感じます。ぜひ、資源

物を増やし、ごみを減らしていくというのは、とても大事なことだと思いますし、とてもよいことだと思いますので、そのことを進めていくに当たって、その資源物の取扱いにおいて、市の方からの指導というか、そのような機会をしっかりと設けて進めていただきたいというような思いがありますので、これについてもいかがでしょうか。

環境部長

確かに今、森井委員がおっしゃったように、市内業者で何社かがこういった約束をしている。実は、この取扱いを決めたのが4月からなのです。当初は業者もなかなかどういう形でこれを回収し、そして洗浄し、そしてそれをリサイクルルートに乗せるのかと。リサイクルルートに乗せるということは、逆に言えば、たぶんこん包でいいのか、あるいは細かく出さなければならぬかというようなルートがあるわけです。その選択も実はいろいろある。そんなことで、非常に業者もこれまでは試行錯誤でやってきたわけですが、何とか私の見ている限りに取り扱っている業者は、当初は青空でやっていたようなところが、今は全部上屋をかけてきちんと処理をする。それで、その上屋がまだできていない業者があと1社残っているかと思えます。その業者は確かに森井委員が言われましたように、近くの業者からいろいろな苦情があった。当然、市もそこに立入りをして、そして早く上屋を建てるということで指導してきました。その上屋も着工して間もなく、完成するという、こういったことになっております。

この廃プラスチックというのは、形状だとか種類も非常に多いので、処理も難しいわけです。ですから、もう少しこれが適正に処理されていくといいですか、資源化がされていくということでは、まだ若干これからも市の指導は必要だろうと思えます。ただ、先ほど来言っておりました、いわゆる有料化とワンセットで資源化をする。そのときに、市は廃プラスチックの施設がないですから、今後、民間を一定程度の受皿にしながらやっていかなければならない。そのときの問題点につきましても、今のこの推移を見ながら、そしてそれがきちんと処理できるという受皿になりうるのかどうかについても見極めながら、若干時間がありますので、市としても業者の協力をしていきたいと思えます。また、これはあくまでも産業・事業系の廃棄物は産業廃棄物ですので、市としても適切に処理してもらいたいと、このようにお話ししております。

環境部次長

先ほどの産業廃棄物の家庭用の廃プラスチック洗浄の関係がありましたけれども、事業系の場合は、店頭販売して、それで飲み終わった容器をそのまま廃棄するというような形もあるのだらうと思えますけれども、家庭の方から出るごみにつきましては、一定程度家の中に置いておく関係があるということもあるのだと思えますけれども、かなりいい伸び率で洗浄されているという話は聞いておりますし、一般廃棄物の収集業者の話によりましても、家庭から出る容器については、ほとんどきれいだという話を聞いておりますので、今後、仮にそういうことでやるとしても、たぶん家庭から出るものについては汚れというのはないだらうと思っております。

森井委員

できれば、たぶんないだらうということではなくて、しっかりそれが対応できる方法というような形で行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例に関して

本年12月に北海道でポイ捨てに関する条例が施行されると思うのですが、それに伴って小樽市で何かポイ捨てにかかわる具体策が何かあれば、教えていただきたいのですが。

(環境)管理課長

道の「空き缶等の散乱の防止に関する条例」関係は、今年12月から施行されるということでございますけれども、小樽市といたしましても、たばこのポイ捨て等の関係につきましては、この条例を踏まえながらモラルの向上ということに向けた啓発の推進をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

森井委員

今までもいろんな会派から、そのポイ捨てについては、特に観光都市である小樽市として、やはり美化を推進し

たまちづくりというようなことで、いろいろな形で質問をされてきたと思います。率直にお話しさせていただきますけれども、小樽市として、ポイ捨てに携わる条例は必要ではないかと、強く思います。土曜日に自分自身の事情上、朝早く家を出ざるをえなくて、始発に乗るために小樽駅へ向かったのですが、市としてももしかしたら把握されているかと思うのですけれども、朝5時から駅の周辺でごみを捨てている方々がいらっしゃるのです。そのようなボランティアの方々に市の方からやっぱり協力してもらおうというか、そういうようなことももちろん大事だと思うのですが、ボランティア頼みだけではなく、やはり市としてもそういうポイ捨てに対する対策というか、対応というものが、今後、必要になってくるのではないかと。都道府県単位だけではなく、今、市町村単位でもポイ捨て条例がかなりつくられていると思いますし、その中で今後、小樽市としてもポイ捨てにおける条例を考えていただけないかということをお私としては要望したいのですが、それについて一言お願いしたいのですけれども。

環境部次長

今、小樽市の条例にも「公共のまちの清潔保持」ということで条例の条文はあるのです。ただ、罰則規定がないのですけれども、条例はあるのです。今度、道の方の条例が12月から施行されまして、これは罰則規定があります。2万円以下の過料という形で、16年4月1日から施行されるとなっています。道の方の条例ができますと、道内のすべての地域に適用されるのが原則ですから、ただ、道の方の条例は既に単独条例を持っている地区については適用しないとなっていますので、今現在、既に条例を持っているところについては、罰則が適用されません。小樽市のように、条文はあるけれども罰則規定がないというものについては、道条例がそのまま来ますので、全く同じ条例をつくる必要はないわけです。道内ですべてないところ、それについては道の条例は全部適用になるという形になりますので、12月からは道条例が市の方に適用されるということになります。

森井委員

ぜひ、その条例を利用してというか、先ほどもお話しさせてもらったように、やはり美化を推進するべきまちでもあると思いますので、その条例、特に4月以降、罰則規定もできるそうですから、それに伴って、市としてもそれに乗じてその対応ができるように、特に今回、資源物において、ごみを減らしていきましょうというお話が庁内でも広がってきていますし、これが少しずつ市民にも浸透されていると思いますので、この時期だからこそ、全く話は別ですが、ごみに対する関心度が高まっている時期ではないかなと思いますので、ぜひその点いろいろ市としても考えていただければと思います。

環境部次長

今、おっしゃったように、今回のごみの有料化絡みの関係で、相当いろいろな議論が出るだろうと思います。先ほど罰則の規定の関係をいいますと、過料というのは刑罰の科料ではなくて、行政罰の過料なのです。徴収するのは道の方で徴収する形になるのです。それで、市の方が現場を押さえて過料を徴収することはできないのです。道の職員がどういうふうにやろうとしているのか、一つの問題があるとは思いますが、そういう2万円以下の過料といっても、最大限2万円ですから、実際いくらになるかわかりませんが、金額でどうのこうのではなくて、やはり今おっしゃるようなごみに対する関心を高めていって、自分たちが気持ちよく住めるようなまちにしていくというのをみずからやっていくような、そういった啓発をしていかなければならないなというふうに思っております。

森井委員

過料を取るだけがやはり啓発活動ではないと思いますので、そういう意味でもこういう機会を利用して、ぜひ啓もう・啓発を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

サービスセンターと連絡所について

まず、市民部の方へお尋ねいたします。小樽には、出先機関としてサービスセンターが小樽駅前、塩谷、銭函、3か所がございます。あと8か所の連絡所があるわけでございまして、これはご案内のとおり、平成元年度にできたもので、本年で15年度を迎えたわけでございますけれども、元年度、また、平成10年度、平成14年度の三つのサービスセンターの取扱件数、8連絡所の合計の取扱件数をお聞かせいただければと思います。

市民部次長

お尋ねの3サービスセンターと八つの連絡所の実績でございますけれども、まず、三つのサービスセンターの取扱件数は平成元年度の実績ですが、7万1,230件、平成10年度で7万9,289件、そして平成14年度ですけれども7万4,376件、この三つのサービスセンターにつきましては、平成元年度と比較して、途中の平成10年度、平成14年度押しなべて増加傾向にあるという状況にあります。一方、八つの連絡所なのですけれども、これは午前中に住民から電話で申込みを受けて、午後はこの八つの連絡所で住民票等証明書をお渡しするという、取次事務なのですけれども、平成元年度で取扱件数が1万9,979件、平成10年度で9,430件、平成14年度で6,448件と、八つの連絡所につきましては、昨年度でいいますと、平成元年度に対して約3分の1といいますが、指数でいきますと平成元年度を100とした場合に、昨年度の実績で32.3ポイントといいますが、その3分の1に落ち込んでいるといった状況があります。それと、この取扱件数は、そういう形で八つの連絡所はもうかなり減っていると。そして、今後も八つの連絡所については、さらに取扱件数は減るだろうという見込みを立てております。

上野委員

ただいま三つのサービスセンター、八つの連絡所の件数だけをお聞きしたのですけれども、サービスセンターにおきましては、平成元年度と平成14年度で少し増えているというので、これはかなり機能しているのではないかと思いますけれども、八つの連絡所におきましては、今、3分の1弱になっているという状況で、今後、この三つのサービスセンターと八つの連絡所について、市民部としてどういうふうを考えているのかをお聞きしたい。

市民部次長

取扱件数は今お話ししましたように、3サービスセンターにつきましては減ってはいない。しかし、8連絡所は取扱件数がこのような減り方をしている。一つには大きな問題は即時交付をするような体制ではなく、午前中に持ち込んだものをただ取次ぎをするという機能しか持っていないということもございます。そういうことから、市民の方々の利用は、このサービスセンターの利用の方に傾向としてはシフトしてきている、あるいは本庁の戸籍住民課に足を運んで利用するという傾向が顕著になってきているわけです。そういったことから、コストの問題もあのですけれども、そういう対投資効果からいいますと、八つの連絡所については、このまま維持することはどうかという問題がありますので、来年度以降、3サービスセンター、8連絡所につきましては、現在の体制から新しい体制に変えていかなければならないだろうと思っております。

上野委員

やはり利用している市民がいますので、じゅうにぶんに精査して、その地域の人たちに、きちんとそういうことを知らしめてやっていかなければ、行政のまた事業の縮小と思われまますので、最後に部長の方から、これをお願いしたいと思います。

市民部長

サービスセンターと8連絡所の関係でございますけれども、現在、私ども新行政改革の実施計画の中で、3サービスセンターについては、ご案内のとおり小樽の行政境界は東西に長いわけでございまして、わざわざ本庁に来なくてもいろんな市民の要望にこたえていくということで、塩谷、駅前、銭函と、この3サービスセンターについては、ここ数年かけまして、ワンストップ行政サービスということで、いろんな本庁でやっている機能を持った形で

市民の皆さんにサービスの向上を図っていこうという形で、そういった今の新行革の基本実施に基づいて、むしろ充実をしていこうということで、考えております。

それから、8連絡所については、今、次長や上野委員からもお話がありましたように、15年間のこういった経過の中で、やはりそのニーズが大きく変わってきてございまして、これについては8連絡所にかわる新たな市民サービスというものも、現在、庁内合意等をまだ得ていませんので、発表するわけにまいりませんけれども、近々にその辺の詰めを終えまして、全庁的な合意と、それから議会へのご説明、それから今お話がありました地域へのそういったお話等も精査した上で説明をして、できましたらそれにかかわった市民サービスを考えていこうかなと、このように今考えてございます。

上野委員

ジェンダーフリー教育について

次に、教育委員会をお願いします。

7月23日、読売新聞社説に「ジェンダーフリーの字幕を区別する」という表題で、「男女共同参画の名目の下に、これとはおよそ無縁の不可解な教育が全国の学校現場に広がりつつある。ジェンダーフリー教育である。言いかえれば、性差排除、つまり男らしさ女らしさを全面的に否定する教育だ」と、このような見出しで載っていました。小樽の教育委員会、学校教育において、このジェンダーフリー教育に対してどういうふうな感じを抱いておりますか。

(学教)指導室長

ジェンダーフリーにかかわりましての小樽市における教育状況という、このようなご質問でございますが、まず、ジェンダーフリーという用語につきまして、国の男女共同参画社会にかかわる法令等におきましては、使用されていない状況でございます。そういうことから、ジェンダーフリー教育ということについて、その定義とか教育内容等は不明でございますが、委員ご質問の趣旨が男女共同参画社会にかかわってということから答弁をさせていただきたいと存じます。

学校教育におきましては、学習指導要領に基づきまして、例えば両性の本質的平等とか、男女が互いに協力し合ってお互い正しい理解を深めて相手の人格を尊重することなどということを取り上げてございまして、人権を尊重する教育が基盤になるというふうに考えてございます。各学校におきましては、子どもの実態などを踏まえながら、これらの教育活動に期待されているものと受け止めてございます。

上野委員

小樽市の学校教育におきまして、小・中でございますけれども、男女混合名簿というのになっているのか、なっていないのか。もう一つ、運動会における男女の扱いについて、これは運動会のみならず、体育の授業にもございますけれども、この2点につきまして、現況を。

(学教)指導室長

いわゆる男女混合名簿にかかわるご質問でございますが、出席簿につきましては、市内のすべての学校で男女混合名簿を採用をしているということを伺ってございます。また、運動会での徒競走などでの実施の状況についてのご質問でございますが、このことにかかわりましては、市内の学校、小学校一部の学年とか、又は全学年でタイム別によりまして、走った時間別による徒競走を実施している学校がございまして。

上野委員

続きまして、中学校のことなのですが、昔はだいたい男性は技術科、女子は家庭科と分かれて皆さんは大概そういうふうに行っているのですが、小樽におきまして中学校の技術科と家庭科という分け方をお知らせください。

(学教)指導室長

学習指導要領におきまして、技術・家庭ということで実習をすることになってございまして、このことにかかりましては、男女共修でございます。

上野委員

私がいよいよ今質問したこと、実際、全国にいろいろこの問題があるわけでございます。例えば、民話の桃太郎というお話をします。桃太郎さんの話。おじいさんは山で芝刈りをする。おばあさんは川に洗濯に行く。ところが、実際にこの民話の登場人物を入替えて、おじいさんは川に洗濯、おばあさんは山に芝刈り、これ笑っていますけれども、本当にあるのです。千葉県なんてこういうふうなことでやっているのです。その読み書きをしている現況。また、端午の節句とか、ひな祭りは男らしさ、女らしさを強調する催しだから否定するという。実際に、今、こういう教育が全国で行われております。

小樽はそういうことはないというのは私は確信しているところがありますけれども、我々人間として男女共同参画の名の下に、このようなことが起きたら、やはり教育としては、私は曲がった教育になるのではないかなと思っておりますので、どうぞ教育委員会の方も、現場のこれは各先生たちの指導でございますので、なかなか現場まで先生方がどういうふうにご指導していくかということは、目が届きませんが、今後とも大事な教育の一環でございますので、注意を払っていただきたいと思っております。これは教育長から答弁をよろしく願います。

教育長

指導室長も答えておりましたが、学校教育にあつては、男性・女性ともお互いを認め合い、お互いを尊重して、そして豊かな心をはぐくむということが基本になっておりますので、今後、じゅうぶん注意を払っていきたく思っております。

上野委員

国旗・国歌指導について

次に、一般質問で自民党の佐々木（茂）議員より国旗・国歌指導のことについて質問がございまして、教育長の方から国旗は社会科で全校で実施、国歌は音楽科で22校、78.6パーセントで実施しているというふうなお答えがございましたけれども、内容について何もお話がございませんでしたので、あまり時間がございませんので、端的でよろしゅうございますので、どういう形で社会科で全校で指導しているのか。また、78.6パーセントの国歌の指導においては、どういうふうに行っているのかをお願いしたいと思います。

（学教）指導室長

国旗・国歌の学校における指導状況でございますが、社会科にかかわりましては、小学校と中学校が入っております。小学校では国旗があるということ、それから互いの国の国旗を尊重し合う。中学校におきましては、国際儀礼上、国旗に対して敬意を表することなどを取り上げて、それを使用することとなっております。音楽につきましては、国歌君が代について指導することとなっております。このことにかかわりましては、小学校6年間で指導するというふうになってございまして、中学校の音楽科では指導内容としては取り上げていない状況になってございます。今回、教育長から一般質問で答弁をさせていただいたところでございますが、各学校の校長からは国歌を歌えるようにすることを目指して、歌詞やメロディを指導しているということで報告をいただいているところでございます。なお、このことにかかわりましては、学習指導要領に基づいて適切に指導されることが大切と考えてございますので、今後とも指導を強めてまいりたいというふうに考えてございます。

上野委員

なぜ私が今質問したかということ、3月になれば、また卒業式がございまして、私も本年3月の卒業式は出ませんでしたけれども、去年の3月に二、三校の卒業式に行きましたけれども、本来、今言ったようにきちんと指導されているのかなと。指導されているならば、ああいうことは起きないのではないのかなと。1年や2年ですぐ改正という問題でもございせんけれども、やはりそれも踏まえながらこの大きな問題でございまして、どうぞ指導の

方をよろしくお願いたします。

教育委員会の組織再編について

2004年度に実施する予定の組織再編があると聞いておりますけれども、教育委員会におきましては、今、学校教育と社会教育部、二つがございます。学校教育と社会教育が一つになるのではないかと聞きましたので。やはり20年以上前は教育委員会は一つでございまして、こういうふうに分かれてございませんでしたけれども、社会のニーズによって社会教育部ができたということをお聞きしております。これから生涯学習において、たいへん大事なポイントが社会教育にあるのではないかなと思います。学社連携、学社融合という言葉も聞いたこともございますけれども、実際、小樽では学社の融合、学社連携というのは、まだとれていない状況でございます。近ごろ、他の都市では学社を融合してやっているところもございますけれども、私から見た目では、そこまでまだ行っていないのではないかと。そのときに、その二つのものが一つになることはたいへん私は危険性があるのではないかなと思いますので、これはまだ教育委員会としてもきちんとしたお答えはできないと思いますけれど、教育長に思だけでもよろしゅうございますので、そここのところを言ってもらいたいと思います。

教育長

教育委員会の在り方でございますが、全国的にいいますと、いろいろ市町村の取組がありまして、島根県のある市では生涯学習の部局を指導部局に移設しまして、学校教育だけを担当する。また、埼玉県のある市では、教育委員会全体をやめようということ、トップの方がやろうという試案をしていますが、それは却下という、見送りになりました。そういうことがあるということは、たいへん心配なことございまして、教育委員会に所属する私としては、それは困るなという気持ちが率直にございます。

機構改革については、現在、検討中ということでございます。しかし、学校教育における組織だとか人事だとか管理の面も含めた学校教育、生涯学習と文化・スポーツの社会教育になっております。私は組織・機構が少し変わりましたが、その四つの機能がきちんと残されることが大事なことと思っておりますので、これはまだ検討の推移の中でございます。私としても注目をし、意見を申し上げているところでございます。

上野委員

どうぞ、これは大事な問題でございますので、じゅうにぶんに精査して、よりよい教育の方向性を見いだしていただければありがたいと思います。

福祉の方にも通告しておりましたけれども、ちょうどもう時間ですので、総括で質問します。これで終わります。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。